

1. 評価対象に関する事項				
法人名		独立行政法人福祉医療機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度（第5期）		
	中期目標期間	令和5年度～令和9年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣（法人全般及び内閣総理大臣の担当する業務以外の業務に関する評価） 1－9の業務に係る財務及び会計に関する事項については、内閣総理大臣と共同して担当		
	法人所管部局	社会・援護局 社会・援護局障害保健福祉部 医政局 年金局 労働基準局 健康・生活衛生局	担当課、責任者	社会・援護局福祉基盤課 田中 規倫 福祉基盤課長 社会・援護局障害保健福祉部企画課 本後 健 企画課長 医政局医療経営支援課 和田 昌弘 医療経営支援課長 年金局資金運用課 西平 賢哉 資金運用課長 労働基準局労災保険業務課 田中 勝之 労災保険業務課長 健康・生活衛生局難病対策課 山本 博之 難病対策課長
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 三村 国雄 参事官
主務大臣		内閣総理大臣（1－9の業務及び1－9の業務に係る財務及び会計に関する事項）		
	法人所管部局	こども家庭庁成育局	担当課、責任者	成育局母子保健課 木庭 愛 母子保健課長
	評価点検部局	官房長	担当課、責任者	長官官房参事官（総合政策担当）佐藤 勇輔 参事官（総合政策担当）
3. 評価の実施に関する事項				
4. その他評価に関する重要事項				

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
評価に至った理由					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1－1－3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	5年 度	6年 度	7年 度	8年 度	9年 度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
福祉医療貸付事業	A○重					1－1	
福祉医療経営指導事業	A○重					1－2	
社会福祉振興助成事業	B					1－3	
退職手当共済事業	<u>B</u> ○重					1－4	
心身障害者扶養保険事業	B					1－5	
福祉保健医療情報サービス事業 （WAM N E T事業）	A○重					1－6	
承継年金住宅融資等債権管理回収 業務	B					1－7	指標設 定困難
年金担保債権管理回収業務及び労 災年金担保債権管理回収業務	B					1－8	指標設 定困難
一時金支払等業務及び補償金支払 等業務	B					1－9	指標設 定困難

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、5年度の項目別評価調書の項目別調書 No.を記載。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		5年 度	6年 度	7年 度	8年 度	9年 度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
	業務運営の効率化に関する事項	B					2－1	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
	財務内容の改善に関する事項	B					3－1	指標設定困難
Ⅳ．その他の事項								
	その他業務運営に関する重要事項	B					4－1	指標設定困難

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－1	福祉医療貸付事業			
業務に関連する政策・施策	VII－2－1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 1 号、2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号	
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「新子育て安心プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであることから、民間の社会福祉施設、医療関係施設等の整備に対する長期・固定・低利の資金の提供等によりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002751、002743	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
関係団体への説明会・意見交換会開催数（計画値）	14 回以上	－	14 回以上	14 回以上	14 回以上	14 回以上	14 回以上	予算額（千円）	34,688,640				
関係団体への説明会・意見交換会開催数（実績値）	－	－	18 回	回	回	回	回	決算額（千円）	27,998,446				
達成度			128.6%	%	%	%	%	経常費用（千円）	72,031,923				
民間金融機関との勉強会・意見交換会開催数（計画値）	11 回以上	－	11 回以上	11 回以上	11 回以上	11 回以上	11 回以上	経常利益（千円）	△ 39,350,805				
民間金融機関との勉強会・意見交換会開催数（実績値）	－	－	15 回	回	回	回	回	行政コスト(千円)	72,031,923				
達成度	－	－	136.4%	%	%	%	%	従事人員数	168.55 人	人	人	人	人
顧客等へのアドバイス件数（計画値）	220 件以上	－	220 件以上	220 件以上	220 件以上	220 件以上	220 件以上						
顧客等へのアドバイス回数（実績値）	－	－	292 件	件	件	件	件						
達成度	－	－	132.7%	%	%	%	%						

	フォローアップ調査等の実施先数 (計画値)	72 貸付先以上	－	72 貸付先 以上	72 貸付先 以上	72 貸付先 以上	72 貸付先 以上	72 貸付先 以上								
	フォローアップ調査等の実施先数 (実績値)	－	77 貸付先	91 貸付先	貸付先	貸付先	貸付先	貸付先								
	達成度	－	－	126.4%	%	%	%	%								

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																				
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価													
					業務実績	自己評価	評価													
	第3 国民に対して提供するサービスの質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～9の各項目を一定の事業等のまとまりとする。 1 福祉医療貸付事業 少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「新子育て安心プラン」、「高齢社会対策大綱」（平成30年2月16日閣議決定）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）をはじめとする福祉・医療施策に基づき、待機	第1 国民に対して提供するサービスの質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 福祉医療貸付事業 少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「新子育て安心プラン」、「高齢社会対策大綱」（平成30年2月16日閣議決定）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）をはじめとする福祉・医療施策に基づき、待機児童や	第1 国民に対して提供するサービスの質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 福祉医療貸付事業 福祉医療貸付事業については、政策融資としての役割を踏まえ、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資することに努める。 さらに、新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえつつ、地域における福	＜主な定量的指標＞ ① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体等との意見交換会等を毎年度14回以上実施する。 ② 民間金融機関との勉強会・意見交換会を毎年度11回以上実施する。 ③ 融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスを毎年度 220 件以上実施する。 ④ フォローアップ調査については、今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査を毎年度 72 貸付先以上に実施する。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ① 福祉医療関係団体等との意見交換会等を 18 回実施した。 ② 民間金融機関との勉強会・意見交換会を 15 回実施した。 ③ 融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスを 292 件実施した。 (実績) 【福祉貸付】 <table><tr><td>区 分</td><td>令和 5 事業年度</td></tr><tr><td>貸付契約額</td><td>126,179,100 千円</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>119,806,400 千円</td></tr></table> 【医療貸付】 <table><tr><td>区 分</td><td>令和 5 事業年度</td></tr><tr><td>貸付契約額</td><td>97,677,500 千円</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>105,399,400 千円</td></tr></table>	区 分	令和 5 事業年度	貸付契約額	126,179,100 千円	資金交付額	119,806,400 千円	区 分	令和 5 事業年度	貸付契約額	97,677,500 千円	資金交付額	105,399,400 千円	＜評定と根拠＞ 評定：A ○ 福祉貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業への支援として、特別養護老人ホーム等に対する融資率の引上げによる優遇融資（42 件）、新子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備に対する融資率の引上げによる優遇融資（196 件）及び感染症対策を伴う整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資（32 件）等を実施した。当該融資の実施に当たっては、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や整備を支援するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創出に貢献することができた。 さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障が生じた事業者への経営資金の優遇融資について、融資条件を適正化しながら令和 5 年 9 月末まで申込を受け、令和 5 年度における審査実績は 514 件、5,530 百万円、貸付契約額及び資金交付額は 9,300 百万円となった。 ○ 医療貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の医療施策に即して病院の耐震化整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資（20 件）、地域医療構想に基づく建築、改築等の整備事業への支援として、病院に対する貸付利率の引下げによる優遇融資（12 件）、医療機能	評価	＜評定に至った理由＞
						区 分	令和 5 事業年度													
貸付契約額	126,179,100 千円																			
資金交付額	119,806,400 千円																			
区 分	令和 5 事業年度																			
貸付契約額	97,677,500 千円																			
資金交付額	105,399,400 千円																			

	児童や特養待機者の解消のための受け皿整備、地域医療構想に沿った病床機能の分化・連携、ICT等の活用、各施設の老朽化への対応・耐震化等、各種課題の解消に向けて福祉・医療基盤の整備を推進する必要がある。 こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、政策融資としての役割を踏まえ、民間の社会福祉施設、医療関係施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資することが求められている。 さらに、コロナ感染症の影響を受け財政基盤が悪化した福祉・医療事業者に対する資金繰り支援として実施した無利子・無担保等の新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえつつ、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図	特養待機者の解消のための受け皿整備、地域医療構想に沿った病床機能の分化・連携、ICT等の活用、各施設の老朽化への対応・耐震化等、各種課題の解消に向けて福祉・医療基盤の整備を推進する必要がある。 こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、政策融資としての役割を踏まえ、民間の社会福祉施設、医療関係施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資することが求められている。 さらに、コロナ感染症の影響を受け財政基盤が悪化した福祉・医療事業者に対する資金繰り支援として実施した無利子・無担保等の新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえつつ、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、貸付債権の適切な期中管理等を	祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、貸付債権の適切な期中管理等を行うこととし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。			分化の観点から、特定病院（規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院）に対する融資限度額の特例を適用する優遇融資（2 件）及び感染症対策を伴う整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資（4 件）等を実施した。当該融資の実施に当たっては、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や推進を支援することができた。 また、持分なし医療法人へ移行する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のための経営安定化資金に係る優遇措置を拡充した。 さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続に支障のある事業者への経営資金の優遇融資については、令和 5 年 9 月末をもって融資申込を終了した。（コロナ融資累計資金交付実績：45,221 件、2 兆 931 億円） ○ 福祉医療貸付共通の事項として、新型コロナウイルス対応支援資金の融資残高を有する施設における整備の推進に係る優遇措置を創設したほか、労働者協同組合法施行に伴い貸付けの相手方に労働者協同組合を拡充した。加えて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波対策としての移転整備に係る優遇措置を創設した。 また、物価高騰の影響を受けて、費用が増加し、かつ収支差額が減少している施設・事業を支援するため経営資金又は長期運転資金の優遇融資を実施し、審査実績は 7 件、26 百万円、貸付契約額は 21 百万円、資金交付額は 19 百万円となった。	
--	--	--	---	--	--	--	--

ることを最優先に、貸付債権の適切な期中管理等を行うことが必要である。 これらを踏まえ、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	行うことが必要である。 これらを踏まえ、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。				さらに、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震に係る災害復旧を支援するため、迅速に優遇融資を開始するとともに、現地での融資相談や被災施設の現地調査などにより、必要な支援ニーズの把握に努めた。 ○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント」等を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について周知するとともに、令和 5 年度に発生した災害に係る災害復旧資金等の周知・広報活動を実施した。 ○ 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報や意見交換会等を 18 回実施し、利用者等が福祉医療貸付制度に関する情報を得られるよう、福祉医療関係団体等との連携強化を図った。 意見交換会等では、福祉医療関係団体に対して、物価高騰により悪化した福祉医療施設の経営状況等について、情報提供を実施するとともに、融資制度に係る要望等について聴取した。 また、地方公共団体や関係団体に融資制度の PR（164 回）を行ったほか、福祉医療関係団体をはじめ、周辺業界団体等にアプローチし、融資制度の説明を個別（27 先）に実施するとともに、福祉医療関係団体等が主催する勉強会において、機構職員が福祉医療分野の政策動向や経営動向等をテーマに講義（6 回）を行った さらに、感染症対策・耐震化・地域医療構想といった政策の達成に資するため、将来的に整備を検討している病院等に対し融資制度案内の DM を発送するなど、融資制度の周知を図った。
(1) 国の福祉医療政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉医療貸付事業を実施する。	(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。	＜評価の視点＞ ○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。	【融資方針の策定】 #1 ○ 国及び地方公共団体の福祉医療政策と緊密に連携し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備や新子育て安心プランの実現に向けた保育所整備等、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資について、地方公共団体の意見を踏まえるとともに厚生労働省関係部署と調整のうえ策定した令和 5 年度融資方針に基づき実施した。 なお、令和 5 年度融資方針については、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、機構ホームページに公表するとともに、都道府県・指定都市・中核市、受託金融機関及び協調融資覚書締結金融機関あて通知により周知した。 また、新型コロナウイルスの影響により事業停止等となった福祉医療関係施設の事業者に対して、新型コロナウイルス対応支援資金融資を令和 5 年 9 月末まで実施した。令和 5 年度における審査実績は 514 件、5,530 百万円、貸付契約額及び資金交付額は 9,300 百万円となった。 加えて、令和 6 年能登半島地震で被災した福祉医療関係施設等に対しては、令和 6 年 1 月から激甚災害復旧資金の取扱いを開始し、被災地域の地方公共団体や関係団体に対して周知するなど、迅速に対応するとともに、被災地の状況を踏まえつつ、現地における融資相談会の開催や被災施設への現地調査などにより必要な支援ニーズの把握を行った。	
また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害	また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復	また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、感染症	○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧や感染症拡大、金	【福祉医療貸付事業の実績】 #2 ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。 a 物価高騰により影響を受けた施設・事業に対し、経営資金又は長期運転資金の優遇融資を実施した。（実績：7 件、26 百万円）	

	復旧や感染症拡大、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。	旧や感染症拡大、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 (関連指標) ○政策融資による施設整備実績 ・借入申込受理実績 ・審査実績 ・貸付契約実績 ・資金交付実績 ・政策に即した優遇融資実績 ・政策への貢献度(整備定員数) ○災害等対応実績 ・借入申込受理実績 ・審査実績 ・貸付契約実績 ・資金交付実績	対策に係る施設整備、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備に係る資金需要や、災害復旧又は金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施設等への融資については、引き続き遅滞なく実施する。	融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。	b 令和6年1月に発生した能登半島地震に係る災害復旧を支援するため優遇融資を実施した。(実績:4件、78百万円) c 新型コロナウイルス対応支援資金の融資残高を有する施設における整備の推進に係る優遇措置を創設した。 d 労働者協同組合法施行に伴い貸付けの相手方を拡充した。 e 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波対策としての移転整備に係る優遇措置を創設した。 f 持分なし医療法人へ移行する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のための経営安定化資金に係る優遇措置を拡充した。 ○ 令和5年度末における貸付審査の実績は、次のとおりである。(括弧書は、新型コロナウイルス対応支援資金の再掲) <table><tr><th colspan="2">【福祉貸付】</th><th colspan="4">(金額の単位:百万円)</th></tr><tr><th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="2">令和5年度</th><th colspan="2">令和4年度</th><th rowspan="2">前年度比 (金額)</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>老人福祉関係施設</td><td>472 (322)</td><td>78,593 (3,886)</td><td>2,265 (2,090)</td><td>130,154 (39,103)</td><td>60.4 %</td></tr><tr><td>うち特養</td><td>159 (41)</td><td>70,818 (848)</td><td>299 (167)</td><td>89,986 (6,416)</td><td>78.6 %</td></tr><tr><td>児童福祉関係施設</td><td>304 (73)</td><td>30,709 (721)</td><td>1,232 (985)</td><td>44,993 (12,979)</td><td>68.2 %</td></tr><tr><td>うち保育所</td><td>122 (9)</td><td>14,411 (158)</td><td>197 (61)</td><td>17,816 (1,584)</td><td>80.3 %</td></tr><tr><td>障害者福祉関係施設</td><td>269 (114)</td><td>16,639 (898)</td><td>1,044 (896)</td><td>24,998 (10,862)</td><td>66.6 %</td></tr><tr><td>その他</td><td>10 (5)</td><td>1,115 (25)</td><td>43 (35)</td><td>948 (313)</td><td>117.6 %</td></tr><tr><td>計</td><td>1,055 (514)</td><td>127,056 (5,530)</td><td>4,584 (4,006)</td><td>201,093 (63,258)</td><td>63.2 %</td></tr></table> ○ 引落不能等を未然防止するとともに、貸出条件緩和等の返済相談を早期段階から実施するため、新型コロナウイルス対応支援資金について、償還開始の6か月前に全ての貸付先に対し元金償還開始案内を行った	【福祉貸付】		(金額の単位:百万円)				施設の種類	令和5年度		令和4年度		前年度比 (金額)	件数	金額	件数	金額	老人福祉関係施設	472 (322)	78,593 (3,886)	2,265 (2,090)	130,154 (39,103)	60.4 %	うち特養	159 (41)	70,818 (848)	299 (167)	89,986 (6,416)	78.6 %	児童福祉関係施設	304 (73)	30,709 (721)	1,232 (985)	44,993 (12,979)	68.2 %	うち保育所	122 (9)	14,411 (158)	197 (61)	17,816 (1,584)	80.3 %	障害者福祉関係施設	269 (114)	16,639 (898)	1,044 (896)	24,998 (10,862)	66.6 %	その他	10 (5)	1,115 (25)	43 (35)	948 (313)	117.6 %	計	1,055 (514)	127,056 (5,530)	4,584 (4,006)	201,093 (63,258)	63.2 %	○ 機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組等について、全国地方銀行協会や全国信用金庫協会等と意見交換会・勉強会(15回)を実施した。 このうち、意見交換会(10回)では、協調融資に係る機構の取組等を紹介した上で、更なる連携・協調へ向けて機構の融資制度に対する要望等について、意見を聴取した。また、勉強会(5回)では、民間金融機関等の職員向けに機構職員が福祉医療分野の経営環境や融資のポイントなどをテーマに講義を行い、高い評価を得た。(参加者満足度98.7%) ○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設等に関するデータ等を提供(109回)するとともに、金融機関業務打合せ会議において福祉・医療に関する政策動向や経営動向等に関する情報を提供した。 ○ 社会福祉施設及び医療関連施設等の整備計画の早期段階から、事業者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を整備し、長期にわたる安定経営が可能となるよう、事業計画の妥当性や財務状況の分析など機構職員が有する専門性を活かした施設経営に関するアドバイスを292回実施した。 また、個別融資相談会の開催、顧客の要望に応じた訪問相談及びオンラインによる個別融資相談など計857回の融資相談を実施した。
【福祉貸付】		(金額の単位:百万円)																																																														
施設の種類	令和5年度		令和4年度		前年度比 (金額)																																																											
	件数	金額	件数	金額																																																												
老人福祉関係施設	472 (322)	78,593 (3,886)	2,265 (2,090)	130,154 (39,103)	60.4 %																																																											
うち特養	159 (41)	70,818 (848)	299 (167)	89,986 (6,416)	78.6 %																																																											
児童福祉関係施設	304 (73)	30,709 (721)	1,232 (985)	44,993 (12,979)	68.2 %																																																											
うち保育所	122 (9)	14,411 (158)	197 (61)	17,816 (1,584)	80.3 %																																																											
障害者福祉関係施設	269 (114)	16,639 (898)	1,044 (896)	24,998 (10,862)	66.6 %																																																											
その他	10 (5)	1,115 (25)	43 (35)	948 (313)	117.6 %																																																											
計	1,055 (514)	127,056 (5,530)	4,584 (4,006)	201,093 (63,258)	63.2 %																																																											

				【医療貸付】 (金額の単位：百万円) <table><tr><th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="2">令和 5 年度</th><th colspan="2">令和 4 年度</th><th rowspan="2">前年度比 (金額)</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>病 院</td><td>60 (25)</td><td>83,999 (3,734)</td><td>219 (168)</td><td>159,644 (24,061)</td><td>52.6 %</td></tr><tr><td>介護老人保健施設</td><td>19 (8)</td><td>9,277 (309)</td><td>86 (80)</td><td>8,622 (5,130)</td><td>107.6 %</td></tr><tr><td>介 護 医 療 院</td><td>3 (0)</td><td>5,300 (0)</td><td>14 (8)</td><td>5,841 (469)</td><td>90.7 %</td></tr><tr><td>診 療 所 等</td><td>135 (122)</td><td>3,776 (2,235)</td><td>956 (934)</td><td>25,141 (21,297)</td><td>15.0 %</td></tr><tr><td>計</td><td>217 (155)</td><td>102,352 (6,278)</td><td>1,275 (1,190)</td><td>199,248 (50,957)</td><td>51.4 %</td></tr></table>	施設の種類	令和 5 年度		令和 4 年度		前年度比 (金額)	件数	金額	件数	金額	病 院	60 (25)	83,999 (3,734)	219 (168)	159,644 (24,061)	52.6 %	介護老人保健施設	19 (8)	9,277 (309)	86 (80)	8,622 (5,130)	107.6 %	介 護 医 療 院	3 (0)	5,300 (0)	14 (8)	5,841 (469)	90.7 %	診 療 所 等	135 (122)	3,776 (2,235)	956 (934)	25,141 (21,297)	15.0 %	計	217 (155)	102,352 (6,278)	1,275 (1,190)	199,248 (50,957)	51.4 %	○ 新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が大幅に増えたことを受け適切な期中管理を実施する観点から、リスク量に応じたモニタリングを実施した。 ○ 機構が直接実施する専門性が必要な福祉・医療事業者に対する再建支援と、増加した貸付先に対する適切な業務執行の両立を図るため、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることに留意しつつ、機構の十分な管理・統制の下で債権管理回収業務の一部について債権回収会社（サービサー）への業務委託を開始した。 ○ 正常先・要注意先に対する債権管理の高度化等を図るため、財務状況等を継続的に注視すべきとして指定したモニタリング先等の管理について、モニタリング先等から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施し経営的な助言を行い、信用リスク分科会において定期的に状況を報告した。 ○ 経営サポートセンターと連携し、イエローゾーン先のうちリスクが高い先及び新規貸出条件緩和先に対して「福祉医療サービス経営関連レポート」を送付し、貸付先の自律的な改善を支援した。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既往貸付先については、最長 3 年 6 か月の元利金を返済猶予する措置を講じており、返済再開が困難な貸付先については定期的に運営状況や返済再開の見通し等のヒアリングを実施し、返済再開が可能な貸付先に対しては変更契約を行うなど、貸付先の状況に応じて適切な管理を行った。 ○ 貸付先に係る事業報告書等を毎年度徴求のうえ、イエローゾーン先の抽出基準に基づき経年のデータ分析を
施設の種類	令和 5 年度		令和 4 年度			前年度比 (金額)																																							
	件数	金額	件数	金額																																									
病 院	60 (25)	83,999 (3,734)	219 (168)	159,644 (24,061)	52.6 %																																								
介護老人保健施設	19 (8)	9,277 (309)	86 (80)	8,622 (5,130)	107.6 %																																								
介 護 医 療 院	3 (0)	5,300 (0)	14 (8)	5,841 (469)	90.7 %																																								
診 療 所 等	135 (122)	3,776 (2,235)	956 (934)	25,141 (21,297)	15.0 %																																								
計	217 (155)	102,352 (6,278)	1,275 (1,190)	199,248 (50,957)	51.4 %																																								
（2）政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報や意見交換会を実施し、福祉医療関係団体等との連携強化を図ること。	（2）政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報や意見交換会を実施し、福祉医療関係団体等との連携強化を図る。 （関連指標） ○貸付制度周知広報活動等実績 ・福祉医療関係団体等への社会福祉施設及び医療関係施設に関するノウハウ及びデータ提	（2）政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報や意見交換会等を実施し、利用者等が福祉医療貸付制度に関する情報を得られるよう、福祉医療関係団体等との連携強化を図る。	○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報や意見交換会を実施し、福祉医療関係団体等との連携強化を図っているか。	【政策適合性及び重点化（災害等対応含む）】#3 ○ 令和 5 年度末における政策への貢献度(主な施設の定員(病床)増加数)は、次のとおりである。 <table><tr><th>施設の種類</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>特別養護老人ホーム</td><td>5,421 人</td><td>6,671 人</td><td>81.3%</td></tr><tr><td>保 育 所</td><td>4,796 人</td><td>5,509 人</td><td>87.1%</td></tr><tr><td>病 院</td><td>788 床</td><td>695 床</td><td>113.4%</td></tr></table> 【福祉医療貸付制度の周知・広報】#4 ○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を通じて地方公共団体等との連携強化を図るために、以下の取組を行った。 a 貸付業務の円滑な実施を推進するため、地方公共団体や関係団体へ出向いての説明に加え、行政担当者向けオンラインセミナーや関係団体との Web 会議において、制度の周知・広報を行ったほか、関連団体が作成している広報誌への融資概要の寄稿などにより融資制度の PR を行った。(実績：164 回) b 福祉医療関係団体をはじめ、周辺業界団体等にアプローチし、業界動向について情報収集するとともに、融資制度の説明を行った。(実績：27 先) c 福祉医療関係団体等が主催する勉強会において、機構職員が福祉医療分野の政策動向や経営動向等をテーマに講義を行った。(実績：6 回)	施設の種類	令和 5 年度	令和 4 年度	前年度比	特別養護老人ホーム	5,421 人	6,671 人	81.3%	保 育 所	4,796 人	5,509 人	87.1%	病 院	788 床	695 床	113.4%																									
施設の種類	令和 5 年度	令和 4 年度	前年度比																																										
特別養護老人ホーム	5,421 人	6,671 人	81.3%																																										
保 育 所	4,796 人	5,509 人	87.1%																																										
病 院	788 床	695 床	113.4%																																										

		供実績			d 感染症対策・耐震化・地域医療構想の達成に資するため、将来的に整備を検討している病院に対して、DM 送付による融資制度の案内を行った。また、昨年度のフォローアップ先や外部セミナー等への参加を通じて獲得した建替計画等を検討している病院を含めて、訪問・Web 会議・電話で具体的な相談を実施した。（実績：DM2,739 先、相談 94 先） e 建築後 30 年以上を経過し建替時期が到来していると思われる大規模施設（特別養護老人ホーム、障害者支援施設、介護老人保健施設）や保育関連施設を開設する全国の社会福祉法人等に対して DM 送付による融資制度の案内を行い、訪問・Web 会議・電話で具体的な相談を実施した。（実績：DM12,728 先、相談 104 先） f 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。	行い、分析結果を信用リスク分科会に報告のうえ、関係部署にフィードバックした。 ○ イエローゾーン先として継続的に管理を実施している先を中心に経営改善状況等を把握するため、フォローアップ調査等によるモニタリングを実施し、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図った。 ○ 貸出条件緩和の実施に当たっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案した緩和措置を講じるなど、適正に対応した。 ○ き損する可能性が高い債権については、管理を徹底し、事前に貸出条件の緩和措置を講じるとともに、必要に応じて債権保全措置を講じるなど、適切に対応した。 ○ 上記の取組の結果、4 指標の全てにおいて、計画を上回る実績（達成度平均 131.0%）を上げることができたことに加え、機構の十分な管理・統制の下での債権回収会社の導入や、システム化による事務効率化と利便性の向上などによる債権管理体制強化に向けた業務効率化を実施したこと、及び能登半島地震における資金需要にも迅速に対応するなど、質的にも顕著な成果をあげることができた。	
	（３）利用者の円滑な資金調達に資する観点から、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設、医療関係施設等に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、協調融資制度の普及に努めつつ、適切な運用を行うこと。	（３）利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設、医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。	（３）利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設、医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施する。	○ 融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設、医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。	【民間金融機関へのノウハウ等の提供】#5 ○ 民間金融機関との協調融資を促進する観点から、次の取組を行った。 a 民間金融機関との広範な連携を図るため、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会との意見交換を行ったほか、個別の民間金融機関と意見交換を実施した。（実績：延べ 10 回） b 民間金融機関の職員を対象とした勉強会や民間金融機関が主催するセミナーにおいて、機構職員が福祉医療分野の経営環境や融資のポイントなどをテーマに講義を行った。（実績：５回） c 民間金融機関に対し、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設の経営指標や建設費等のデータ等を提供した。（実績：109 回） d 金融機関業務打合せ会議を開催し、次の取組を行った。 ・経営サポートセンターと連携して、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。 ・福祉医療施設経営に関する情報・ノウハウの提供を推進する観点から、リスク管理債権化した貸付先の特徴や近年の環境変化（コロナ禍の影響、建築単価・人件費の上昇等）を踏まえた福祉医療施設に係る経営の特徴、与信判断のポイントについて情報提供を行った。	<課題と対応> 特になし。	

				</		

		績 ・顧客満足度、有用度 ・審査処理期間 ・資金交付処理期間	金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。 また、適正な審査手続を確保しつつ、契約や資金交付等の業務を迅速に実施する。		【適切な期中管理の実施（災害等含む）】#8 ○ 新型コロナウイルス対応支援資金に係る元金償還の開始が集中する令和7年度に向けて、適切な期中管理を実施するため、次の取組を行った。 a コロナ禍の影響を受けた貸付先に対する支援 引落不能等を未然防止するとともに、貸出条件緩和等の返済相談を早期段階から実施するため、新型コロナウイルス対応支援資金については、償還開始の6か月前に全ての貸付先に対し元金償還開始案内を行った。 b リスク特性の変化を踏まえたイエローゾーン先管理 リスク管理債権化する恐れがある貸付先を把握するイエローゾーン先の管理については、新型コロナウイルス対応支援資金による無担保債権の増加を踏まえ、リスク量に応じたモニタリングを実施した。 c 新型コロナウイルス対応支援資金に係る債権管理回収業務の一部を業務委託 機構が直接実施する専門性が必要な福祉・医療事業者に対する再建支援と、増加した貸付先に対する適切な業務執行の両立を図るため、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることに留意しつつ、機構の十分な管理・統制の下で債権管理回収業務の一部について債権回収会社（サービサー）への業務委託を開始した。 d 初期延滞先（3か月未満延滞先）に対する態勢の見直し 貸付先の増加に伴い初期延滞先が増加していることから、初期延滞先に対する支払案内業務について、債権回収会社（サービサー）への業務委託を開始した。	
--	--	---	--	--	---	--

（５）融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえ、債権区分別に適切な期中管理を行うこと。

（５）融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえ、債権区分別に適切な期中管理を行う。

（関連指標）

○期中管理の取組実績

・業況注視先の実地調査等の実

（５）融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえ、債権区分別に適切な期中管理を行う。

また、災害等により事業の継続に支障をきたした貸付先に対し、元利金の返

○ 福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行っているか。

○ 新型コロナウイルス対応支援資金に係る元金償還の開始が集中する令和7年度に向けて、適切な期中管理を実施するため、次の取組を行った。

a コロナ禍の影響を受けた貸付先に対する支援

引落不能等を未然防止するとともに、貸出条件緩和等の返済相談を早期段階から実施するため、新型コロナウイルス対応支援資金については、償還開始の6か月前に全ての貸付先に対し元金償還開始案内を行った。

b リスク特性の変化を踏まえたイエローゾーン先管理

リスク管理債権化する恐れがある貸付先を把握するイエローゾーン先の管理については、新型コロナウイルス対応支援資金による無担保債権の増加を踏まえ、リスク量に応じたモニタリングを実施した。

c 新型コロナウイルス対応支援資金に係る債権管理回収業務の一部を業務委託

機構が直接実施する専門性が必要な福祉・医療事業者に対する再建支援と、増加した貸付先に対する適切な業務執行の両立を図るため、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることに留意しつつ、機構の十分な管理・統制の下で債権管理回収業務の一部について債権回収会社（サービサー）への業務委託を開始した。

d 初期延滞先（3か月未満延滞先）に対する態勢の見直し

貸付先の増加に伴い初期延滞先が増加していることから、初期延滞先に対する支払案内業務について、債権回収会社（サービサー）への業務委託を開始した。

		施先数 ・災害等返済猶予実績	返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施するなど、迅速かつきめ細かな対応を行う。	e システム化による事務効率化と顧客利便性の向上 ・残高証明書発行業務をシステム化し、令和 5 年 4 月から本格運用を開始した。 ・送付資料の削減による完済処理手続等の簡素化 ・金銭消費貸借契約証書写しや償還約定表の再発行といった web 届出対象手続きの拡大 ○ 正常先・要注意先に対する債権管理の高度化等を図るため、財務状況等を継続的に注視すべきとして指定したモニタリング先等の管理については、モニタリング先等から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施することにより経営的な助言を行った。また、モニタリング態勢やフォローアップ調査に係る状況については、信用リスク分科会において、定期的に報告した。 ○ 経営者による経営状況の的確な把握に資するよう、経営サポートセンターと連携し、イエローゾーン先のうちリスクが高い先及び新規貸出条件緩和先に対して、貸付先の経営状況の改善への参考として「福祉医療サービス経営関連レポート」を送付した。（実績：3,240 先） ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた貸付先及び災害等で被災した貸付先に対し、次のとおり、元金返済猶予の措置を講じるなど、迅速かつきめ細やかに対応した。 a 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 34 貸付先（47 資金）から当面 6 か月の返済猶予の申し出を受け、返済猶予の措置を講じた。また、6 か月の返済猶予期間到来後は、貸付先の要望を踏まえながら経営状態等を勘案し、返済再開が困難な延べ 143 貸付先 197 資金に対しては引き続き返済猶予措置を延長した。なお、延べ 82 貸付先 111 資金については返済を再開した。 b 令和 6 年能登半島地震で被災した残高を有する貸付先に対し、返済猶予依頼書（兼調査票）を郵送し、被災状況の把握に努めるとともに返済猶予について自治体に対しても周知を行った。その結果、17 貸付先（29 資金）から返済猶予の申出があった。 ○ 期中管理強化の観点から、破綻懸念先以下（貸付残高 1 億円以上）の 29 貸付先について実地調査（延べ 6 件）やバンクミーティング（延べ 38 件）等を実施し、事業の運営実態を把握するとともに、経営改善につながるアドバイスを行った。		
--	--	------------------------------	---	---	--	--

	(6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努めること。 また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。	(6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。 また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。 (関連指標) ○リスク管理債権への対応実績 ・リスク管理債権比率・残高	○ リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするとともに、イエローゾーン先に対して定期的なモニタリングを実施するなど、効果的・効率的な債権管理に努めているか。	【リスク管理債権に対する態勢の強化】#9 ○ 貸付先から事業報告書等を毎年度徴求のうえ、イエローゾーン先の抽出基準に基づき経年のデータ分析を行い、分析結果を信用リスク分科会に報告のうえ、関係部署にフィードバックした。 ○ 貸出条件緩和債権の管理について、経営支援機能を発揮する観点から、複数回の条件緩和を実施している貸付先のうち48 貸付先について実地調査による指導（延べ13 件）やオンラインによるバンクミーティング（延べ73 件）等を実施し、経営支援状況を信用リスク分科会に報告した。 ○ 信用リスク管理態勢等に係る運用支援業務として、有限責任あずさ監査法人とアドバイザー契約を締結し、分析等の支援や民間金融機関等の事例を踏まえた助言等を受けながら、効果的・効果的な債権管理の実施に努めた。 【債権悪化の未然防止】#10 ○ イエローゾーン先として継続的に管理を実施している先を中心に経営改善状況や運営状況等を把握するため、フォローアップ調査（91 貸付先）及び電話等によるモニタリング（延べ348 回）を実施し、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図った。 《参考》令和5 年度末のリスク管理債権比率 【全体】 <table><tr><th>区 分</th><th>令和5年度末</th><th>令和4年度末</th></tr><tr><td>リスク管理債権比率</td><td>4.42%</td><td>4.81%</td></tr><tr><td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</td><td>0.65%</td><td>0.48%</td></tr><tr><td>危険債権</td><td>0.79%</td><td>0.54%</td></tr><tr><td>三月以上延滞債権</td><td>0.15%</td><td>0.02%</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権</td><td>2.83%</td><td>3.76%</td></tr><tr><td>リスク管理債権</td><td>231,982百万円</td><td>256,617百万円</td></tr><tr><td>総貸付残高</td><td>5,246,979百万円</td><td>5,335,299百万円</td></tr></table> ※ 新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額（令和4 年度末：3.44%183,684 百万円、令和5 年度末：3.12%163,537 百万円） ※ 総貸付残高は、正常債権の未収利息を含む。	区 分	令和5年度末	令和4年度末	リスク管理債権比率	4.42%	4.81%	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.65%	0.48%	危険債権	0.79%	0.54%	三月以上延滞債権	0.15%	0.02%	貸出条件緩和債権	2.83%	3.76%	リスク管理債権	231,982百万円	256,617百万円	総貸付残高	5,246,979百万円	5,335,299百万円		
区 分	令和5年度末	令和4年度末																												
リスク管理債権比率	4.42%	4.81%																												
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.65%	0.48%																												
危険債権	0.79%	0.54%																												
三月以上延滞債権	0.15%	0.02%																												
貸出条件緩和債権	2.83%	3.76%																												
リスク管理債権	231,982百万円	256,617百万円																												
総貸付残高	5,246,979百万円	5,335,299百万円																												

				【福祉貸付】 <table><tr><th>区 分</th><th>令和5年度末</th><th>令和4年度末</th></tr><tr><td>リスク管理債権比率</td><td>5.04%</td><td>4.81%</td></tr><tr><td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</td><td>0.64%</td><td>0.43%</td></tr><tr><td>危険債権</td><td>0.85%</td><td>0.44%</td></tr><tr><td>三月以上延滞債権</td><td>0.14%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権</td><td>3.40%</td><td>3.92%</td></tr><tr><td>リスク管理債権</td><td>130,120百万円</td><td>126,091百万円</td></tr><tr><td>総貸付残高</td><td>2,583,376百万円</td><td>2,620,375百万円</td></tr></table> ※ 新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額（令和４年度末：3.48%91,110 百万円、令和５年度末：3.70%95,498 百万円） ※ 総貸付残高は、正常債権の未収利息を含む。 【医療貸付】 <table><tr><th>区 分</th><th>令和5年度末</th><th>令和4年度末</th></tr><tr><td>リスク管理債権比率</td><td>3.82%</td><td>4.81%</td></tr><tr><td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</td><td>0.66%</td><td>0.53%</td></tr><tr><td>危険債権</td><td>0.74%</td><td>0.64%</td></tr><tr><td>三月以上延滞債権</td><td>0.16%</td><td>0.02%</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権</td><td>2.27%</td><td>3.62%</td></tr><tr><td>リスク管理債権</td><td>101,862百万円</td><td>130,526百万円</td></tr><tr><td>総貸付残高</td><td>2,663,603百万円</td><td>2,714,924百万円</td></tr></table> ※ 新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額（令和４年度末：3.41%92,574 百万円、令和５年度末：2.56%68,039 百万円） ※ 総貸付残高は、正常債権の未収利息を含む。 【経営が悪化した貸付先等への対応】#11 ○ 貸出条件緩和の実施に当たっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を講じるなど、適正に対応した。（実績：276 貸付先 431 資金） ○ 貸付先の事業や財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を延べ 428 回実施するとともに、必要に応じて、貸出条件緩和等により施設経営に関する支援を講じるなど、更なる経営悪化の防止を図った。	区 分	令和5年度末	令和4年度末	リスク管理債権比率	5.04%	4.81%	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.64%	0.43%	危険債権	0.85%	0.44%	三月以上延滞債権	0.14%	0.03%	貸出条件緩和債権	3.40%	3.92%	リスク管理債権	130,120百万円	126,091百万円	総貸付残高	2,583,376百万円	2,620,375百万円	区 分	令和5年度末	令和4年度末	リスク管理債権比率	3.82%	4.81%	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.66%	0.53%	危険債権	0.74%	0.64%	三月以上延滞債権	0.16%	0.02%	貸出条件緩和債権	2.27%	3.62%	リスク管理債権	101,862百万円	130,526百万円	総貸付残高	2,663,603百万円	2,714,924百万円	
区 分	令和5年度末	令和4年度末																																																			
リスク管理債権比率	5.04%	4.81%																																																			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.64%	0.43%																																																			
危険債権	0.85%	0.44%																																																			
三月以上延滞債権	0.14%	0.03%																																																			
貸出条件緩和債権	3.40%	3.92%																																																			
リスク管理債権	130,120百万円	126,091百万円																																																			
総貸付残高	2,583,376百万円	2,620,375百万円																																																			
区 分	令和5年度末	令和4年度末																																																			
リスク管理債権比率	3.82%	4.81%																																																			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.66%	0.53%																																																			
危険債権	0.74%	0.64%																																																			
三月以上延滞債権	0.16%	0.02%																																																			
貸出条件緩和債権	2.27%	3.62%																																																			
リスク管理債権	101,862百万円	130,526百万円																																																			
総貸付残高	2,663,603百万円	2,714,924百万円																																																			
（7）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めるこ	（7）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。	（7）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。	○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めているか。																																																		

	と。 また、毀損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。	また、毀損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。 (関連指標) ○経営の悪化した貸付先等への対応実績 ・貸出条件緩和実績 ・法的措置等による債権回収実績	また、毀損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。	○ 毀損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。	【債権保全措置の的確な実施】#12 ○ き損する可能性が高い債権については、管理を徹底し、事前に貸出条件の緩和措置を講じるとともに、必要に応じて債権保全措置を講じるなど、適切に対応した。 ○ 案件の内容に応じて必要な法的措置等を実行のうえ、次のとおり債権を回収した。 a 破綻案件について、競売の配当等により早期回収。(実績：16 貸付先、136 百万円) b 実質破綻案件について、競売の配当等により回収。(実績：10 貸付先、19 百万円) ○ 新型コロナウイルス対応支援資金に係るリスク管理債権等について、令和5年10月から、債権回収会社（サービサー）へ弁済交渉等の業務委託を開始した。(130 貸付先、回収実績 37 百万円)		
	(8)福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体等との意見交換会等を毎年度14回以上実施すること。(第4期中期目標期間実績(平成30年度から令和3年度実績をいう。以下同じ。))	(8)福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体等との意見交換会等を毎年度14回以上実施する。	(8)福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体等との意見交換会等を14回以上実施する。	○ 福祉医療関係団体等との意見交換会等について、中期計画を達成しているか。	【福祉医療関係団体等との意見交換会等数】#13 ○ 上記①のとおり。		

	平均：13.5回) ② 協調融資制度の適切な運用を図るため、民間金融機関との勉強会・意見交換会を毎年度11回以上実施すること。 (第4期中期目標期間実績平均:10.3回) ③融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスを毎年度220件以上実施すること。 (第4期中期目標期間実績平均：216.3件) ④ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査を毎年度72貸付先以上に実施すること。(第4期中期目標期間実績平均：71.7貸付先)	② 民間金融機関との勉強会・意見交換会を毎年度11回以上実施する。 ③ 融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスを毎年度220件以上実施する。 ④ フォローアップ調査については、今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査を毎年度72貸付先以上に実施する。	② 民間金融機関との勉強会・意見交換会を11回以上実施する。 ③ 融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスを220件以上実施する。 ④ フォローアップ調査については、今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査を72貸付先以上に実施する。	○ 民間金融機関との勉強会・意見交換会について、中期計画を達成しているか。 ○ 融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスについて、中期計画を達成しているか。 ○ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査の実施先数について、中期計画を達成しているか。	【民間金融機関との勉強会・意見交換会数】#14 ○ 上記②のとおり。 【貸付先等への経営に係るアドバイス数】#15 ○ 上記③のとおり。 【フォローアップ調査の実施先数】#16 ○ 上記④のとおり。		
--	--	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	福祉医療経営指導事業		
業務に関連する政策・施策	VII－2－1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「新子育て安心プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであることから、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することによりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002751

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
セミナーテーマ数 （計画値）	10 テーマ以上	－	10 テーマ 以上	10 テーマ 以上	10 テーマ 以上	10 テーマ 以上	10 テーマ 以上		予算額（千円）	485,630				
セミナーテーマ数 （実績値）	－	－	12 テーマ	テーマ	テーマ	テーマ	テーマ		決算額（千円）	479,998				
達成度	－	－	120.0%	%	%	%	%		経常費用（千円）	490,584				
マスコミの引用回 数（計画値）	117 回以上	－	117 回以上	117 回以上	117 回以上	117 回以上	117 回以上		経常利益（千円）	0	0	0	0	0
マスコミの引用回 数（実績値）	－	149 回	151 回	回	回	回	回		行政コスト（千 円）	490,584				
達成度	－	－	129.1%	%	%	%	%		従事人員数	31.63 人	人	人	人	人
個別経営診断の実 施件数（計画値）	342 件以上	－	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上							
個別経営診断の実 施件数（実績値）	－	400 件	447 件	件	件	件	件							
達成度	－	－	130.7%	%	%	%	%							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	2 福祉医療経営指導事業 少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「新子育て安心プラン」、「高齢社会対策大綱」、医療介護総合確保推進法等において福祉・医療の基盤強化を目指しており、福祉・医療事業者の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。 また、コロナ感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉・医療事業者の経営改善の取組に対する支援の充実が求められているところである。 こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、独立行政法人という公的な立場から、福祉・医療事業者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、経営に関わる正確な情報や	2 福祉医療経営指導事業 少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「新子育て安心プラン」、「高齢社会対策大綱」、医療介護総合確保推進法等において福祉・医療の基盤強化を目指しており、福祉・医療事業者の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。 また、コロナ感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉・医療事業者の経営改善の取組に対する支援の充実が求められているところである。 こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、独立行政法人という公的な立場から、福祉・医療事業者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、経営に関わる正確な情	2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業については、独立行政法人という公的な立場から、福祉・医療事業者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施するとともに、機構が保有するノウハウを活用した経営状況に関する調査・分析結果の提供や経営状況の的確に診断を実施することにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できるよう、施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	<主な定量的指標> ① セミナーテーマ数を毎年度10テーマ以上とする。 ② 施設の経営状況に関する調査・分析結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を毎年度117回以上とする。 ③ 経営診断については、毎年度342件以上実施する。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① セミナーテーマを12テーマ設定した。 ② リサーチレポートで公表した結果がマスコミの記事・論文等に151回引用された。 ③ 経営診断を447件実施した。	<評定と根拠> 評定：A ○ セミナーについては、令和5年度に12テーマのセミナーを新たに配信し、ログイン数は令和4年度以前からの継続配信分を含めて、合計で11,411件となった。 セミナーの内容については、医療DXの推進とサイバーセキュリティ対策や介護施設等における業務継続計画策定のポイントに焦点を当てるなど、時宜を得たテーマを設定し、充実に努めた。 さらに、機構が実施したリサーチの結果やコンサルティング事例等について、機構職員の講演による情報提供等を行った。 その結果、受講者に対するアンケートで97.3%が「有用である」と回答しており、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。 ○ 福祉医療施設の経営者等を対象としたセミナーのほか、「行政担当者向け事業者支援セミナー」を地方公共団体と共催し、機構職員が講師となって、社会福祉法人の制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントなどについて情報提供を行い、社会福祉法人の経営の高度化を支援した。(受講者：3 都道県合計124人、有用度：93.6%) ○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果（リサーチレポート）については、特別養護老人ホームや保育所、障害福祉サービス事業所、病院等の経営状況に加えて、特別	評価	<評定に至った理由>

有益な知識を提供するセミナーを実施するとともに、機構が保有するノウハウを活用した経営状況に関する調査・分析結果の提供や経営状況の的確な診断を実施することにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できるよう、施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	報や有益な知識を提供するセミナーを実施するとともに、機構が保有するノウハウを活用した経営状況に関する調査・分析結果の提供や経営状況の的確な診断を実施することにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できるよう、施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。			＜評価の視点＞ ○ セミナーについて、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。	【セミナーにおける情報提供等の内容の充実】 #17 ○ セミナーについては、機構による経営分析参考指標や経営動向調査等のリサーチ結果を活用した講演を実施するとともに、経営管理に関する時宜を得たテーマや優良実践事例についての講演を行うなど、独自性を発揮した。 ○ 医療 DX 推進の事例、医療機関に求められるサイバーセキュリティ対策、介護における生産性向上の取組と人材確保、経営管理の基礎として適正な会計報告に求められる知識など幅広い視点に立ったセミナーに加え、「業務継続計画 (BCP) 対策セミナー」や「持分なし医療法人への移行セミナー」など個別の経営課題にテーマを絞ったセミナーをオンライン配信で開催し、受講者に有用な講演となるよう内容の充実を図った。 <table><tr><th>セミナー名</th><th>配信日</th><th>ログイン数</th></tr><tr><td>高齢者施設経営セミナー</td><td>6/13</td><td>883</td></tr><tr><td>病院経営セミナー</td><td>7/13</td><td>1,051</td></tr><tr><td>介護医療院経営セミナー</td><td>8/8</td><td>646</td></tr><tr><td>特別養護老人ホーム経営セミナー</td><td>10/25</td><td>571</td></tr><tr><td>社会福祉法人経営セミナー</td><td>12/19</td><td>291</td></tr><tr><td>社会福祉法人会計実務セミナー</td><td>1/12</td><td>1,538</td></tr><tr><td>社会福祉施設経営セミナー</td><td>1/29</td><td>288</td></tr><tr><td>子ども・子育て支援事業経営</td><td>2/20</td><td>396</td></tr></table>	セミナー名	配信日	ログイン数	高齢者施設経営セミナー	6/13	883	病院経営セミナー	7/13	1,051	介護医療院経営セミナー	8/8	646	特別養護老人ホーム経営セミナー	10/25	571	社会福祉法人経営セミナー	12/19	291	社会福祉法人会計実務セミナー	1/12	1,538	社会福祉施設経営セミナー	1/29	288	子ども・子育て支援事業経営	2/20	396	養護老人ホームや障害福祉サービス事業所の人材確保に関する調査結果や、過疎地における保育所等の経営良好先の取組事例など、計 17 件を作成・公表し、マスコミの記事・論文等に 151 回引用された。特に過疎地における保育所等の経営良好先の取組事例については、こども家庭庁からヒアリングを受けるなど、注目度の高いレポートとなった。 また、社会福祉法人及び病院の課題や経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査及び病院経営動向調査を継続的に実施するとともに、「原油価格・物価高騰が経営に及ぼす影響」や「人材紹介会社の利用状況」等に関する調査項目を設けて、集計・分析・公表するなど、時宜を得た情報提供を行うことができた。 ○ 地方公共団体や社会福祉協議会が主催する勉強会等に職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演 (10 回) を行うとともに、福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、株式会社産労総合研究所が発行する「病院羅針盤」等の外部媒体で執筆 (35 本) するなど、福祉医療施設の経営基盤強化を支援するための取組を推進した。 ○ 書面による経営診断に加えて、訪問等を伴う経営診断では、個別支援プログラムとして、令和 3 年度に人事給与分析プログラムを利用した法人から給与の等級基準表及びキャリアパス策定の支援に関する依頼を受け、法人職員に対しアンケートを実施し、法人の現状
セミナー名	配信日	ログイン数																															
高齢者施設経営セミナー	6/13	883																															
病院経営セミナー	7/13	1,051																															
介護医療院経営セミナー	8/8	646																															
特別養護老人ホーム経営セミナー	10/25	571																															
社会福祉法人経営セミナー	12/19	291																															
社会福祉法人会計実務セミナー	1/12	1,538																															
社会福祉施設経営セミナー	1/29	288																															
子ども・子育て支援事業経営	2/20	396																															

				<table><tr><td>セミナー</td><td></td><td></td></tr><tr><td>介護老人保健施設経営セミナー</td><td>3/7</td><td>390</td></tr><tr><td>障害福祉・精神科病院経営セミナー</td><td>3/27</td><td>36</td></tr><tr><td>業務継続計画（BCP）対策セミナー</td><td>10/11</td><td>1,777</td></tr><tr><td>持分なし医療法人への移行セミナー</td><td>11/1</td><td>235</td></tr><tr><td>小計（令和 5 年度新規配信分）</td><td>—</td><td>8,102</td></tr><tr><td>社会福祉法人会計実務セミナー</td><td>R4 年度～</td><td>1,497</td></tr><tr><td>子ども・子育て支援事業経営セミナー</td><td>R4 年度～</td><td>874</td></tr><tr><td>精神科病院経営実務セミナー</td><td>R4 年度～</td><td>346</td></tr><tr><td>病院経営セミナー（アウトソーシングの活用）</td><td>R4 年度～</td><td>263</td></tr><tr><td>病院経営セミナー（持分なし医療法人への移行）</td><td>R4 年度～</td><td>124</td></tr><tr><td>病院経営セミナー（慢性期病院経営）</td><td>R4 年度～</td><td>205</td></tr><tr><td>小計（令和 4 年度継続配信分）</td><td>—</td><td>3,309</td></tr><tr><td>合計</td><td>—</td><td>11,411</td></tr></table> ○ なお、セミナー受講者に対するアンケートの有用度は 97.3%であった。 【セミナー開催における機動的かつ柔軟な対応】#18 ○ 社会福祉法人会計実務セミナーについては、受講者のニーズに応じた柔軟な取組として、集合形式とオンライン配信の併用による有料セミナーを実施した。（会場受講者数 102 人、オンラインログイン数 1,538 件） ○ 社会福祉法人の監査・指導権限が市区町村に移管されていることから、社会福祉法人支援の高度化の必要性について、3 都道県管内の市区町村の行政担当者を対象とした「行政担当者向け事業者支援セミナー」を地方公共団体と共催した。機構職員が講師となり、社会福祉法人の制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントなどについて情報提供を行った。（受講者：3 都道県合計 124 人） なお、受講者に対するアンケートの有用度は 93.6%であった。	セミナー			介護老人保健施設経営セミナー	3/7	390	障害福祉・精神科病院経営セミナー	3/27	36	業務継続計画（BCP）対策セミナー	10/11	1,777	持分なし医療法人への移行セミナー	11/1	235	小計（令和 5 年度新規配信分）	—	8,102	社会福祉法人会計実務セミナー	R4 年度～	1,497	子ども・子育て支援事業経営セミナー	R4 年度～	874	精神科病院経営実務セミナー	R4 年度～	346	病院経営セミナー（アウトソーシングの活用）	R4 年度～	263	病院経営セミナー（持分なし医療法人への移行）	R4 年度～	124	病院経営セミナー（慢性期病院経営）	R4 年度～	205	小計（令和 4 年度継続配信分）	—	3,309	合計	—	11,411	や固有の課題を分析した上で、その結果を踏まえた等級基準表及びキャリアパス策定の策定を支援した。 また、経営診断の利用者に対するアンケートでは、100%が「有用である」と回答しており、福祉医療施設の健全経営に向けた取組を支援することができた。 ○ 厚生労働省医政局及び一般社団法人東京都病院協会等から業務を受託し、それぞれの課題を踏まえた調査・分析結果等を提供することにより、医療従事者の勤務環境の改善や都内病院の経営課題の把握に向けた取組などを支援することができた。 ○ 以上のとおり、定性面においては、機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの作成・公表等により有益な情報を幅広く提供することができた。 また、調査・分析や経営診断に当たっては、機構が保有する貸付先等から提供されたデータを有効に活用することにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できるよう、施設の健全経営に資する支援を実施した。 定量面においては、3 指標の全てにおいて計画を上回る実績（達成度平均 126.6%）を上げることができた。 <課題と対応> 特になし。
セミナー																																															
介護老人保健施設経営セミナー	3/7	390																																													
障害福祉・精神科病院経営セミナー	3/27	36																																													
業務継続計画（BCP）対策セミナー	10/11	1,777																																													
持分なし医療法人への移行セミナー	11/1	235																																													
小計（令和 5 年度新規配信分）	—	8,102																																													
社会福祉法人会計実務セミナー	R4 年度～	1,497																																													
子ども・子育て支援事業経営セミナー	R4 年度～	874																																													
精神科病院経営実務セミナー	R4 年度～	346																																													
病院経営セミナー（アウトソーシングの活用）	R4 年度～	263																																													
病院経営セミナー（持分なし医療法人への移行）	R4 年度～	124																																													
病院経営セミナー（慢性期病院経営）	R4 年度～	205																																													
小計（令和 4 年度継続配信分）	—	3,309																																													
合計	—	11,411																																													
また、福祉・医療従事者のニーズを踏まえつつ、必要に応じてオンラインによるセミナーを開催するなど、機動的かつ柔軟に対応すること。	また、福祉・医療従事者のニーズを踏まえつつ、必要に応じてオンラインによるセミナーを開催する等、機動的かつ柔軟に対応する。 （関連指標） ○セミナーのサービス向上取組実績 ・開催回数 ・延べ受講者数 ・オンラインセミナーログイン数 ・セミナー有用度	セミナーの開催方法は、福祉・医療従事者のニーズを踏まえつつ、必要に応じてオンラインによるセミナーを開催するなど、機動的かつ柔軟に対応する。	○ 福祉・医療事業者のニーズを踏まえつつ、必要に応じてオンラインによるセミナーを開催するなど、機動的かつ柔軟に対応しているか。																																												

	(2) 福祉医療貸付事業と連携して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を収集するとともに、福祉・医療従事者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらに、施設の経営基盤の強化を支援するため、分析内容の充実を図るなどの取組を行うこと。	(2) 福祉医療貸付事業と連携して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を収集するとともに、福祉・医療事業者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行う。さらに、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の利活用 の促進に努める。 (関連指標) ○ 福祉医療分野における情報提供実績 ・リサーチレポート公表数 ・講師派遣回数 ・外部媒体執筆件数 ・国や地方公共団体等への支援件数	(2) 福祉医療貸付事業と連携して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を収集するとともに、福祉・医療事業者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析を実施し、公表する。 また、特別養護老人ホーム、病院及びそれらを運営する法人の課題、経営状況を定期的に把握するため、経営動向調査を実施し、公表する。	○ 福祉医療貸付事業と連携して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を収集するとともに、福祉・医療事業者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行っているか。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の利活用の促進に努めているか。	【施設の経営基盤強化に向けた支援の取組】#19 ○ 社会福祉法人や医療法人等の経営状況を把握し、施設及び運営法人の経営を支援する観点から、福祉施設の人材確保の状況に着目し、特別養護老人ホーム及び障害福祉サービス事業者それぞれに「人材確保に関するアンケート調査」を実施した。これらの調査結果等を活用して、アンケート結果に関するレポート等を作成したほか、「施設の経営状況」や「過疎地における保育所・認定こども園の経営良好先の取組事例」などのリサーチレポートを作成のうえ、プレスリリースし、機構ホームページで公表した。(実績：17回) 特に過疎地における保育所・認定こども園の経営良好先の取組事例については、こども家庭庁からヒアリングを受けるなど、注目度の高いレポートとなった。 ○ 特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人の課題や経営状況の実感を定期的に把握するため「社会福祉法人経営動向調査」(実績：4回、調査対象：530法人)を、病院及び病院を運営する医療法人の課題や経営状況の実感を定期的に把握するため「病院経営動向調査」(実績：4回、調査対象：355病院)を実施した。また、それぞれの調査に当たっては、原油価格や物価高騰の影響等に関する調査項目を設けて集計・分析のうえ、四半期ごとに公表するなど、時宜を得た情報提供を実施した。 ○ これらのリサーチレポートで公表した内容等が、マスコミに151回記事として引用された。 ○ 広島県福山市主催の社会福祉法人研修や茨城県民間保育協議会主催の施設長研修会など、地方公共団体等が主催するセミナーや研修会等に機構職員を派遣し、講演を行った。なお、講演に当たっては、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果など、主催者側の目的やニーズに応じて、職員を派遣した。(実績：合計10回) ○ 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業評価検討委員会(こども家庭庁)や高齢者福祉事業経営委員会(全国社会福祉法人経営者協議会)など国等が設置する有識者会議等において、機構職員が構成員として参画した。(実績：6会議) ○ 社会福祉法人や医療法人等の福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、株式会社産労総合研究所が発行する「病院羅針盤」など、福祉・医療業界専門誌において執筆した。(実績：35本) ○ 顧客サービス向上の観点から、福祉医療貸付事業の貸付先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」(無料診断)を提供し、施		
--	---	--	--	---	--	--	--

				設経営者への支援を行った。 (対象施設：特別養護老人ホーム、ケアハウス、通所介護・認知症対応型通所介護、保育所・認定こども園、生活介護、病院、介護老人保健施設／利用件数：2,641 件) ○ 厚生労働省から「都道府県医療勤務環境改善支援センターの年次計画及び活動実績等に係る集計・分析業務」を受託し、医療機関における従事者の勤務環境改善を支援するために各都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの業務実績や活動計画を分析した。さらに、より効果的な取組を促進するため、活動実績を他の都道府県と比較可能な資料として取りまとめ、今後の議論の参考資料として活用された。 ○ 一般社団法人東京都病院協会から「新型コロナウイルス感染症下における東京都内病院の運営状況～紹介手数料の現状も含めて～（令和 5 年度東京都医師会調査研究委託事業）」を受託し、令和 5 年度上半期の東京都内の病院の経営状況などを調査するとともに、人材紹介に係る手数料の現状を把握・分析した上で、今後の政策・施策提言に活用するための資料として報告書に取りまとめを行った。 ○ 東京都から「障害者支援施設入所希望者の状況等に関する調査等業務」を受託し、都立障害者支援施設等の機能強化策について検討するため、都内の障害者支援施設や福祉型障害児入所施設、共同生活援助等の現状やニーズを調査・分析した。 ○ 山形県山形市から「介護保険サービス事業所等経営分析業務」及び北海道共和町から「特別養護老人ホーム経営分析支援業務」を受託し、経営分析支援を実施した。 ○ 厚生労働省からの依頼を受け、医療法人経営情報データベースシステムの構築前に収集された医療法人の事業報告書等の経営情報を集約し、その結果を報告した。 ○ 貸付先の経営情報の収集に当たっては、事業報告書等電子報告システム等を活用して効果的かつ効率的に収集するとともに、福祉・医療事業者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、法人・施設種類ごとに取りまとめ、15 種類の経営分析参考指標として頒布した。 【診断・支援の手法・内容の充実】 #20 ○ 個々の法人・施設が抱える課題の解決に資する診断・支援として、経営診断等を合計 447 件実施した。(経営診断：441 件、経営分析プログラム：4 件、人事給与分析プログラム：1 件、個別支援プログラム：1 件) なお、経営診断の利用者に対するアンケートでの有用度は	
(3)経営診断については、コロナ感染症等の影響により、今後経営の悪化が懸念される	(3) 経営診断については、コロナ感染症等の影響により、今後経営の悪化が	(3) 経営診断については、コロナ感染症等の影響により、今後経営の悪化が	○ 経営診断について、コロナ感染症等の影響により、今後経営の悪化が懸念される民間の社会		

	民間の社会福祉施設や医療関係施設等の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。	懸念される民間の社会福祉施設や医療関係施設等の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。 (関連指標) ○経営診断のサービス向上取組実績 ・経営診断有用度	懸念される民間の社会福祉施設や医療関係施設等の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。	福祉施設や医療関係施設等の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図っているか。	100%であった。 ○ 新たに公益社団法人老人福祉施設協議会と連携のうえ、経営診断への支援スキームを構築し、幅広い利用者に経営診断の活用を促した。 ○ 経営分析プログラムについては、機構が保有する全国の法人・施設の経営状況等に関する固有データを指標化し、同種同規模の類似先と比較するなど、貸付先等から提供された情報を有効に活用することにより、個々の法人・施設の状況に即した経営支援を実施した。 ○ 個別支援プログラムについては、令和3年度に人事給与分析プログラムを利用した社会福祉法人から給与の等級基準表及びキャリアパス策定の支援に関する依頼を受け、法人職員に対しアンケートを実施し、法人の現状や固有の課題を分析した上で、その結果を踏まえた等級基準表及びキャリアパス策定を支援した。		
	(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① セミナーについては、セミナーテーマ数を毎年度10テーマ以上とすること。(令和2年度及び令和3年度実績平均：10テーマ) ② 施設の経営状況に関する調査・分析結果がマスコミの記事・論文	(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① セミナーについては、セミナーテーマ数を毎年度10テーマ以上とする。 ② 施設の経営状況に関する調査・分析結果がマスコミの記事・論文	(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① セミナーについては、セミナーテーマ数を10テーマ以上とする。 ② 施設の経営状況に関する調査・分析結果がマスコミの記事・論文	○ セミナーテーマ数について、中期計画を達成しているか。 ○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数につ	【セミナーテーマ数】#21 ○ 上記①のとおり。 【マスコミの記事・論文等の引用回数】#22 ○ 上記②のとおり。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	社会福祉振興助成事業		
業務に関連する政策・施策	VII－2－1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 7 号及び第 8 号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002747、002751

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
助成事業の利用者満足度（計画値）	最高評価の率 60%以上	－	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上			予算額（千円）	1,448,149			
助成事業の利用者満足度（実績値）	－	67.3%	72.6%	%	%	%	%			決算額（千円）	1,417,165			
達成度	－	－	121.0%	%	%	%	%			経常費用（千円）	1,406,282			
ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数（計画値）	23 件以上	－	23 件以上	23 件以上	23 件以上	23 件以上	23 件以上			経常利益（千円）	△ 20			
助成事業の利用者満足度（実績値）	－	－	25 件	件	件	件	件			行政コスト（千円）	1,406,282			
達成度	－	－	108.7%	%	%	%	%			従事人員数	7.08 人	人	人	人
助成事業に係る研修会等の参加者の満足度（計画値）	最高評価の率 50%以上	－	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上							
助成事業に係る研修会等の参加者の満足度（実績値）		－	63.4%	%	%	%	%							
達成度		%	126.8%	%	%	%	%							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	3 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO 等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	3 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO 等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	3 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO 等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や連携・ネットワーク化を図る活動、地域に密着したきめ細かな活動で、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	<主な定量的指標> ① 助成事業が対象とした利用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を毎年度 60%以上とする。 ② ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数を毎年度 23 団体以上とする。 ③ 助成事業に係る研修会等の参加者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を毎年度 50%以上とする。 <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重	<主要な業務実績> ① 令和 5 年度助成事業の助成先団体の助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施した結果、72.6%の利用者から「とても満足」との回答を得た。 ② 令和 5 年度助成事業の助成先団体のうち設立後 3 年以内の 25 団体について、ガバナンス強化に関する支援を実施した。 ③ 助成先団体の効果的な事業実施や事業継続の体制づくりにつなげることを目的とした研修会や助成事業の成果の普及を兼ねたシンポジウム等を開催し、参加者の満足度は 63.4%であった。 【助成方針の策定・公表】 #24 ○ 令和 6 年度の募集にあたり、政策動向や国民ニーズ、令和 4 年度助成事業の事後評価結果、令和 5 年度の助成事業の実施状況を踏まえつつ、社会情勢の変化等を織り込んだ助成テーマの見直しを行い、新たに DV・性被害等を事項として示したほか、より細かな採点ができるよう審査方	<評定と根拠> 評定：B ○ 令和 6 年度助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ等を踏まえ、国と協議のうえ募集要領を策定・公表することで、政策的に必要なテーマに重点化して募集することができた。 なお、助成テーマの見直しを行い、新たに DV・性被害等を事項として示したほか、審査方法等の見直し等を行った。 ○ 令和 6 年度のモデル事業の募集に当たっては、事業評価結果及び審査・評価委員からの助言を踏まえ、「国や自治体において政策化・制度化を目指す新たなモデルとなりうる活動であること」や「通常助成事業と同じ申請内容を複数年継続する事業は対象外であること」等の要件を引き続き明示した。 ○ 令和 5 年度補正予算にて、物価高騰の影響下において、より一層困難な状況にある生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭のこども等への支援活動を実施する団体に対し、助成事業を実施するため、国と協議のうえ「令和 5 年度社会福祉振興助成事業募集要領」（物価高騰の影響下における生活困窮者やひきこもり状態にある者等の支援に係る民間団体活動助成事業）を策定し、募集を行った。 ○ 助成事業の選定に当たっては、国及び審査・評価委員会の了承を得た上で公表した募集要領に基づき、同委員会において審査し、公正性、客観性及び透明性を確保することが	評価	<評定に至った理由>

	福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。	策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。 (関連指標) ○募集及び採択実績 ・募集及び採択の件数・金額 ○募集等に係る周知実績 ・周知活動回数(メールマガジン、Twitter、Facebook等) ○他団体との連携・協働による効果 ・新たに他団体・関係機関等との連携の効果があつた事業の割合	策を振興する上で必要なテーマに重点化することに加え、コロナ感染症の影響の長期化に伴い顕在化・深刻化した孤独・孤立等の社会課題にも対応することとし、国と協議の上、助成方針を定め、募集要領等に明記し、広く公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。	点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定しているか。	法の見直し等を行った。 また、事業の発展性が期待できるものについては引き続き2か年にわたり採択することとし、国と協議のうえ「令和6年度社会福祉振興助成事業募集要領」(通常助成事業及びモデル事業版)を策定し、公表した。 ○令和6年度のモデル事業の募集では、社会課題が一層複雑化する中、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウや連携体制をもとに、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的とした。また、事業評価結果及び審査・評価委員からの助言を踏まえ、「国や自治体において政策化・制度化を目指す新たなモデルとなりうる活動であること」や「通常助成事業と同じ申請内容を複数年継続する事業は対象外であること」等の要件を引き続き明示した。 ○令和5年度補正予算において、物価高騰の影響下において、より一層困難な状況にある生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭のこども等への支援活動を実施する団体に対し助成することとし、国と協議のうえ「令和5年度社会福祉振興助成事業募集要領」(物価高騰の影響下における生活困窮者やひきこもり状態にある者等の支援に係る民間団体活動助成事業)を策定し、公表した。 ○令和5年度における助成実績は、次のとおりである。 <table><caption>【令和5年度当初予算事業】(金額の単位：百万円)</caption><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">募 集</th><th colspan="2">採 択</th><th colspan="2">交 付</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>地域連携活動支援事業</td><td>331</td><td>1,677</td><td>105</td><td>487</td><td>102</td><td>470</td></tr><tr><td>全国・広域的ネットワーク活動支援事業</td><td>98</td><td>675</td><td>22</td><td>150</td><td>21</td><td>139</td></tr><tr><td>合 計</td><td>429</td><td>2,352</td><td>127</td><td>637</td><td>123</td><td>609</td></tr><tr><td>上記のうちモデル事業(再掲)</td><td>50</td><td>445</td><td>6</td><td>65</td><td>6</td><td>65</td></tr></table> <table><caption>【令和4年度補正予算事業】(金額の単位：百万円)</caption><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">募 集</th><th colspan="2">採 択</th><th colspan="2">交 付</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>地域連携活動支援事業</td><td>172</td><td>852</td><td>89</td><td>447</td><td>89</td><td>446</td></tr></table>	区 分	募 集		採 択		交 付		件数	金額	件数	金額	件数	金額	地域連携活動支援事業	331	1,677	105	487	102	470	全国・広域的ネットワーク活動支援事業	98	675	22	150	21	139	合 計	429	2,352	127	637	123	609	上記のうちモデル事業(再掲)	50	445	6	65	6	65	区 分	募 集		採 択		交 付		件数	金額	件数	金額	件数	金額	地域連携活動支援事業	172	852	89	447	89	446	できた。 ○令和5年度助成事業の全ての助成先団体に対して進捗状況の確認調査を実施し、事業の実施状況についてフォローを行った。 ○助成金の不正受給や不正使用の防止の観点から、完了報告時におけるチェックに加え、監査部門による助成先監査を継続的に実施した。また、不正が明らかになった場合の対応として、機構が団体名等を公表できる旨を内定団体向けに説明するとともに、ガバナンス強化に関するオンライン研修会を開催するなど、助成先団体のガバナンス強化を図った。 ○ガバナンス強化に関する支援が必要な団体(25団体)に対しては、オンライン研修会に個別に参加を促し、参加できなかった団体には個別にフォローアップをするなどの支援を行った。 ○令和4年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価に当たっては、助成先団体との対話やスコアリング評価の手法を用いるなど効果的かつ効率的に実施した。さらに、委員によるヒアリング評価については新たに評価算定の基本ルールを設け、複数の委員による評価結果の精度や客観性の向上を図るとともに、効率的・効果的に評価を行った。 ○事後評価結果については報告書として取りまとめるとともに、優れた助成事例の紹介を中心に機構ホームページやWAM助成e-ライブ	
区 分	募 集		採 択		交 付																																																															
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																														
地域連携活動支援事業	331	1,677	105	487	102	470																																																														
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	98	675	22	150	21	139																																																														
合 計	429	2,352	127	637	123	609																																																														
上記のうちモデル事業(再掲)	50	445	6	65	6	65																																																														
区 分	募 集		採 択		交 付																																																															
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																														
地域連携活動支援事業	172	852	89	447	89	446																																																														

				<table><tr><td>全国・広域的ネットワーク活動支援事業</td><td>36</td><td>406</td><td>5</td><td>74</td><td>5</td><td>72</td></tr><tr><td>合 計</td><td>208</td><td>1,258</td><td>94</td><td>521</td><td>94</td><td>518</td></tr></table> ※令和 4 年度補正予算の明許繰越分 ○ 令和 6 年度助成事業及び令和 5 年度補正予算事業に係る採択実績は、次のとおりである。 【令和 6 年度助成事業】（金額の単位：百万円） <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">募 集</th><th colspan="2">採 択</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>地域連携活動支援事業</td><td>398</td><td>2,033</td><td>97</td><td>435</td></tr><tr><td>全国・広域的ネットワーク活動支援事業</td><td>117</td><td>876</td><td>23</td><td>167</td></tr><tr><td>合 計</td><td>515</td><td>2,909</td><td>120</td><td>602</td></tr><tr><td>上記のうちモデル事業（再掲）</td><td>73</td><td>638</td><td>7</td><td>65</td></tr></table> 【令和 5 年度補正予算事業】（金額の単位：百万円） <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">募 集</th><th colspan="2">採 択</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>地域連携活動支援事業</td><td>154</td><td>835</td><td>73</td><td>398</td></tr><tr><td>全国・広域的ネットワーク活動支援事業</td><td>29</td><td>339</td><td>9</td><td>97</td></tr><tr><td>合 計</td><td>183</td><td>1,174</td><td>82</td><td>496</td></tr></table> ※令和 5 年度補正予算の明許繰越分 ○ 令和 6 年度助成事業及び令和 5 年度補正予算事業に係る募集等の周知実績は、次のとおりである。 <table><tr><th>広報手段</th><th>回数</th><th>実績値</th></tr><tr><td>メールマガジン</td><td>4 回</td><td>登録者約 5,263 件</td></tr><tr><td>SNS（Facebook）</td><td>7 回</td><td>登録者約 2,433 件</td></tr><tr><td>SNS（X（旧 Twitter））</td><td>4 回</td><td>登録者約 582 件</td></tr><tr><td>Facebook 広告</td><td>101,920 回</td><td>表示人数 27,891 名 HP アクセス数 2,794 回</td></tr><tr><td>募集案内の送付</td><td>1 回</td><td>送付先 782 件</td></tr><tr><td>募集説明動画の公開</td><td>1 回</td><td>動画ページアクセス数 2,441 回</td></tr><tr><td>募集説明会</td><td>8 回</td><td>参加者 307 名</td></tr><tr><td>新聞広告・記事掲載</td><td>3 回</td><td>発行部数 50,000 部</td></tr><tr><td>月刊誌掲載</td><td>1 回</td><td>発行部数 20,000 部</td></tr><tr><td>プレスリリース</td><td>2 回</td><td>—</td></tr></table>	全国・広域的ネットワーク活動支援事業	36	406	5	74	5	72	合 計	208	1,258	94	521	94	518	区 分	募 集		採 択		件数	金額	件数	金額	地域連携活動支援事業	398	2,033	97	435	全国・広域的ネットワーク活動支援事業	117	876	23	167	合 計	515	2,909	120	602	上記のうちモデル事業（再掲）	73	638	7	65	区 分	募 集		採 択		件数	金額	件数	金額	地域連携活動支援事業	154	835	73	398	全国・広域的ネットワーク活動支援事業	29	339	9	97	合 計	183	1,174	82	496	広報手段	回数	実績値	メールマガジン	4 回	登録者約 5,263 件	SNS（Facebook）	7 回	登録者約 2,433 件	SNS（X（旧 Twitter））	4 回	登録者約 582 件	Facebook 広告	101,920 回	表示人数 27,891 名 HP アクセス数 2,794 回	募集案内の送付	1 回	送付先 782 件	募集説明動画の公開	1 回	動画ページアクセス数 2,441 回	募集説明会	8 回	参加者 307 名	新聞広告・記事掲載	3 回	発行部数 50,000 部	月刊誌掲載	1 回	発行部数 20,000 部	プレスリリース	2 回	—	ラリー（電子図書館）等で幅広く周知した。 ○ 以上のとおり、当該事業については、助成先団体のガバナンス強化を支援するとともに、PDCA サイクルの仕組みが構築されており、効果的な資金助成を実現している。助成事業の成果（効果）については、助成先団体が実施する事業の利用者（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、72.6%の利用者から最高評価である「とても満足」との回答を得ており、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーに対する高い効果（満足度）を確認できた。 ○ また、令和 5 年度助成事業の助成先のうち、85.7%の団体から「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」との回答があり、助成事業の実施による波及効果を確認できた。 ○ 加えて、令和 3 年度助成事業を対象に助成終了後 1 年半経過後の時点で「フォローアップ調査」を実施したところ、助成終了後は財源確保が大きな課題となり事業の継続が難しいなか、 ① 95.9%が事業を継続しており、助成時期と同規模以上で継続している事業は 78.0%となっている ② 事業継続の財源は「自己資金」が 38.4%を占めた ③ 複数の事業において行政によるモデル事業化・制度化につながった など、WAM 助成の効果を確認できた。 ○ 地域共生社会の実現に向け、行政等との連携及び優れた取組を普及
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	36	406	5	74	5	72																																																																																																			
合 計	208	1,258	94	521	94	518																																																																																																			
区 分	募 集		採 択																																																																																																						
	件数	金額	件数	金額																																																																																																					
地域連携活動支援事業	398	2,033	97	435																																																																																																					
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	117	876	23	167																																																																																																					
合 計	515	2,909	120	602																																																																																																					
上記のうちモデル事業（再掲）	73	638	7	65																																																																																																					
区 分	募 集		採 択																																																																																																						
	件数	金額	件数	金額																																																																																																					
地域連携活動支援事業	154	835	73	398																																																																																																					
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	29	339	9	97																																																																																																					
合 計	183	1,174	82	496																																																																																																					
広報手段	回数	実績値																																																																																																							
メールマガジン	4 回	登録者約 5,263 件																																																																																																							
SNS（Facebook）	7 回	登録者約 2,433 件																																																																																																							
SNS（X（旧 Twitter））	4 回	登録者約 582 件																																																																																																							
Facebook 広告	101,920 回	表示人数 27,891 名 HP アクセス数 2,794 回																																																																																																							
募集案内の送付	1 回	送付先 782 件																																																																																																							
募集説明動画の公開	1 回	動画ページアクセス数 2,441 回																																																																																																							
募集説明会	8 回	参加者 307 名																																																																																																							
新聞広告・記事掲載	3 回	発行部数 50,000 部																																																																																																							
月刊誌掲載	1 回	発行部数 20,000 部																																																																																																							
プレスリリース	2 回	—																																																																																																							

				さらに、募集に当たっては、新たに厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室の協力を得たほか、WAM 助成の年間を通じた事業の周知及び利用促進を図るため、内閣府「NPO ホームページ」への WAM 助成バナーの設置を継続するとともに、WAM 助成募集概要を取りまとめた説明資料を全国各地の行政機関、社会福祉協議会、NPO 支援センター等に配布した。 ○ 令和 5 年度助成事業の助成先団体による事業実績（217 事業）のうち、「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」とする助成先団体が 85.7%（186 事業）、「事業完了後も連携を継続していく見込み」とする助成先団体が 94.0%（204 事業）との回答を得た。 【助成金申請業務の効率化】#25 ○ 助成金申請業務については、採択団体が円滑に助成金申請手続きを行えるよう、採択団体別に機構専任担当者を配置し、細やかな調整事項に対応できる体制としていることに加え、内定事務説明動画の配信により詳細な解説を引き続き行ったことにより、助成金申請の受付から交付金決定までの平均処理期間を 17.8 日とした。 【ガバナンス強化のための支援の充実】#26 ○ 令和 5 年度の内定団体に対しては、事業実施に係る説明動画を配信し、事業を適切に実施するための留意事項や助成先団体として整備すべき体制などについて説明することにより、ガバナンス強化の重要性に係る意識づけを行った。 ○ 不正な手段により助成金の交付を受け、他の用途に使用した場合や、規程等に違反する悪質な行為により助成決定の取消し等を行った場合の公表について、募集要領に留意事項として明記し、注意喚起を行った。 ○ 令和 5 年度助成先団体に対する進捗状況調査において、調査票及び確認のために必要な書類を徴求し、必要に応じてフォローアップを行い、課題を抱えている団体等に対しては、適宜、課題解決のための相談・助言を実施した。 ○ ガバナンス強化の取組として、令和 4 年度助成先について、機構監査部門による実地監査及び書面による内部監査を実施した。（実地監査件数：10 件、書面監査件数：12 件） ○ 令和 5 年度助成先団体向けにガバナンス強化に関するオンライン研修会を開催し、ガバナンス強化に関する支援が必要な団体（25 団体）に対して、個別に参加を促し、	させる目的で、NPO 等による地域の福祉課題の解決に資するための WAM 助成シンポジウムをオンラインで開催した。 参加者アンケートにおいては 97.3%から「良い変化があった」との回答を得るなど、目的に沿った結果となった。 ＜課題と対応＞ 特になし。
（2）助成金の早期交付決定のため、助成申請業務の効率化を図ること。 （3）助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させること。	（2）助成金の早期交付決定のため、助成申請業務の効率化を図る。 （関連指標） ○助成金申請業務の効率化 ・平均処理期間 （3）助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させる。	（2）助成金の早期交付決定のため、助成申請業務の効率化を図る。 （3）助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンスの強化を図るため、助成先法人等への現地調査、指導等を行う。	○ 助成金の早期交付決定のため、助成金申請業務の効率化を図っているか。 ○ 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させているか。		

	また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、機構が有する過去の優良事例の紹介等を通じた事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施するとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させること。	また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、機構が有する過去の優良事例の紹介等を通じた事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施するとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させる。 (関連指標) ○期中支援の充実 ・進捗状況調査等の実施件数	また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、機構が有する過去の優良事例の紹介等を通じた事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施するとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させる。	○ 助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、機構が有する過去の優良事例の紹介等を通じた事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施するとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させているか。	参加できなかった団体には個別にフォローアップ支援を行ったほか、事業の進捗状況等から個別のフォローが必要であると判断した 6 団体について実地調査を行った。 【助成事業の事後評価の実施】 #27 ○ 令和 4 年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、全助成先団体による自己評価（215 団体）を踏まえた上で、審査・評価委員又は機構事務局によるヒアリング評価（40 団体）及び書面評価（171 団体）を実施した。（ヒアリング評価及び書面評価はモデル事業継続中の 4 団体を除く） ○ ヒアリング評価に当たっては、助成先団体との対話やスコアリング評価の手法を用いるなど効果的かつ効率的に実施した。さらに、委員によるヒアリング評価については新たに評価算定の基本ルールを設け、複数の委員による評価結果の精度や客観性の向上を図るとともに、効率的・効果的に評価を行った。 ○ ヒアリング評価（40 団体）の結果については、書面でフィードバックするとともに、優良事例は事業評価報告書等で紹介し広く周知を図った。 ○ ヒアリング等で審査・評価委員から挙げた意見及び機構事務局が実施したヒアリングを通じ、団体から寄せられた要望等を踏まえ、令和 6 年度の募集要領・様式の見直しを行った。 ○ 事業評価報告書については、優良事例や実施状況の紹介のほか、審査・評価委員による評価の総評及び今後の WAM 助成の展望に係るコメントを掲載した。また、昨年度に引き続き、可読性、視認性を高めるため、フォント、レイアウトについて、ユニバーサルデザインに配慮した構成とするとともに、報告書に QR コードを掲載し機構ホームページとの連動を図った。 【研修会やシンポジウム等の開催及び、助成先法人等への適切な相談・助言】 #28 ○ 令和 6 年度 WAM 助成募集の説明については、募集説明動画を作成・公開するとともに、NPO 等を支援する中間支援組織と協力して、募集説明会を 8 地域（北海道、東北、関東、東海、北陸、関西、中国・四国、九州）で開催し、対面による個別相談に対応するなど、より多くの NPO 等に向けて助成事業の周知及び相談を行った。 ○ 助成先からの要望により、効果的な事業実施や事業継続	
	(4) 助成先法人等が行う助成事業の円滑な実施及び発展を支援するため、研修会及び助成事業の成果の普及を兼	(4) 助成先法人等が行う助成事業の円滑な実施及び継続・発展を支援するため、研修会及び助成事業の成果の普及を兼	(4) 助成先法人等が行う助成事業の円滑な実施及び継続・発展を支援するため、研修会及び助成事業の成果の普及を兼	○ 助成先法人等が行う助成事業の円滑な実施及び継続・発展を支援するため、研修会及び助成事業の成果の普及を兼ねたシンポジ		

ねたシンポジウム等を行うほか、適切な相談・助言に努めること。	ねたシンポジウム等を行うほか、適切な相談・助言に努める。 (関連指標) ○助成事業の継続率 ・助成事業終了後1年以上経過後における事業継続率	ねたシンポジウム等を行うほか、適切な相談・助言を行う。 また、助成効果の高い優れた助成事業等を分かりやすく可視化し、機構ホームページや研修等で広く周知する。	ウム等を行うほか、適切な相談・助言に努めているか。	の体制づくりにつなげることを目的として、研修会や学習会を実施した。(実績：4回) ○ ヒアリング評価等を通して助成先団体の活動を直接確認し、助成先団体との意見交換を行うとともに、事業の継続、発展及び改善のための相談・助言を行った。(令和4年度ヒアリング評価40件) <table><tr><td>助成事業1年経過後における事業継続率 (令和3年度助成先団体へのフォローアップ調査結果)</td><td>95.9%</td></tr></table> ○ WAM 助成 e-ライブラリー(電子図書館)の更新を行い、これまでの採択事業9,738件分を掲載し、助成先団体等が事業運営の際の参考となる情報を提供した。 ○ 助成事業の成果普及及び利用促進を図るとともに、民間福祉団体における活動の参考となるよう、月刊誌「WAM」の「いきいきチャレンジ」に掲載された助成事業の概要及び優良事例を「WAM 助成レポート」として冊子にまとめ、NPO等、行政、中間支援組織などへ配布するとともに機構ホームページに掲載した。 ○ 月刊誌「WAM」のほか、一般誌においても助成事業の優良事例紹介を行った。(『広報誌 厚生労働(2023年12月号)』『食料支援を通じて包括的支援につなげる』) ○ 令和5年度 WAM 助成シンポジウム「こどもまんなか社会の実現を目指して～地域を巻き込む NPO の在り方～」をライブ配信により開催した。(申込人数：735人) シンポジウムの内容については、こども分野を中心とした支援を行っている NPO 団体の事例紹介のほか、こども家庭庁担当室長から、こども家庭庁の役割と NPO 等民間組織の意義について講演を行った。これにより、WAM 助成の啓発・普及及び NPO の事業の推進や行政との連携のあり方について、行政関係者や NPO 等に対し幅広く情報を提供することができた。 また、開催に当たっては、厚生労働省及びこども家庭庁と連携し、都道府県等の行政関係者に周知を図ったほか、他の助成財団等の協力を得て、より多くの団体へ積極的に周知を行うとともに、SNS を積極的に活用し、広く一般に参加を促した。開催後は、再配信を望む声に応え、当日の動画及び発表資料を掲載するなど、効果の最大化に努めた。(視聴回数：807回)	助成事業1年経過後における事業継続率 (令和3年度助成先団体へのフォローアップ調査結果)	95.9%		
助成事業1年経過後における事業継続率 (令和3年度助成先団体へのフォローアップ調査結果)	95.9%							

	(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を毎年度 60%以上とすること。(第4期中期目標期間実績平均：67.6%) ② ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数を毎年度 23 団体以上とすること。(第4期中期目標期間実績平均：22.8 団体) ③助成事業に係る研修会等の参加者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を毎年度 50%以上とすること(第4期中期目標期間実績平均：48.6%)	(5)助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を毎年度 60%以上とする。 ② ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数を毎年度 23 団体以上とする。 ③ 助成事業に係る研修会等の参加者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を毎年度 50%以上とする。	(5)助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を 60%以上とする。 ② ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数を 23 団体以上とする。 ③ 助成事業に係る研修会等の参加者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を 50%以上とする。	○ 助成事業が対象とした利用者の満足度が中期計画を達成しているか。 ○ ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数について中期計画を達成しているか。 ○ 助成事業に係る研修会等の参加者の満足度について中期計画を達成しているか。	【利用者満足度】#29 ○ 上記①のとおり。 【ガバナンス強化に関する支援の実施団体数】#30 ○ 上記②のとおり。 【助成事業に係る研修回答の参加者満足度】#31 ○ 上記③のとおり。		
--	---	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	退職手当共済事業		
業務に関連する政策・施策	VII－2－1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	社会福祉施設職員等退職手当共済法第 18 条 独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 9 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 少子高齢化が進行する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築し、その担い手である福祉人材を確保することは喫緊の課題である。国においては「新子育て安心プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を安定的に運営し、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002742、002751

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
平均事務処理期間 （計画値）	42 日以内	—	42 日以内	42 日以内	42 日以内	42 日以内	42 日以内		予算額（千円）	130,228,362				
平均事務処理期間 （実績値）	—	40.5 日	40.7 日	日	日	日	日		決算額（千円）	131,173,335				
達成度	—	—	103.2%	%	%	%	%		経常費用（千円）	130,397,692				
退職届作成システム の利用割合（計画値）	45%以上	—	45%以上	45%以上	45%以上	45%以上	45%以上		経常利益（千円）	△ 6,660,961				
退職届作成システム の利用割合（実績値）	—	55.2%	57.4%	%	%	%	%		行政コスト（千円）	130,450,353				
達成度	—	—	127.6%	%	%	%	%		従事人員数	23.37 人	人	人	人	人
新規広報先数 （計画値）	20 件以上	—	20 件以上	20 件以上	20 件以上	20 件以上	20 件以上							
新規広報先数 （実績値）	件	—	21 件	件	件	件	件							
達成度	—	—	105.0%	%	%	%	%							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価											
					業務実績	自己評価												
	4 退職手当共済事業 少子高齢化が進行する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築し、その担い手である福祉人材を確保することは喫緊の課題である。「新子育て安心プラン」や地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）においても、保育や介護の人材確保を目指しているところである。 こうした政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。	4 退職手当共済事業 少子高齢化が進行する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築し、その担い手である福祉人材を確保することは喫緊の課題である。「新子育て安心プラン」や地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)においても、保育や介護の人材確保を目指しているところである。 こうした国の政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。	4 退職手当共済事業 退職手当共済事業については、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。	＜主な定量的指標＞ ① 退職手当金請求書の受付から給付までの平均処理期間を毎年度42日以内とする。 ② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度45％以上とする。 ③ 退職手当共済制度の新規広報先数を毎年度20件以上とする ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間は、40.7日となった。 ② 退職届作成システムの利用割合は、57.4%となった。 ③ 退職手当共済制度の新規広報先数は、21件となった。 (実績) <table><tr><th>区 分</th><th>令和5事業年度</th></tr><tr><td>4月1日現在の被共済職員数</td><td>884,536 人</td></tr><tr><td>退職手当金支給者数</td><td>82,536 人</td></tr><tr><td>退職手当金支給額</td><td>129,739,537 千円</td></tr><tr><td>単位掛金額</td><td>44,500 円</td></tr></table>	区 分	令和5事業年度	4月1日現在の被共済職員数	884,536 人	退職手当金支給者数	82,536 人	退職手当金支給額	129,739,537 千円	単位掛金額	44,500 円	＜評定と根拠＞ 評定：B ○ 令和5年度においては、退職手当金の支給に係る処理体制の更なる強化を図るため、共済契約者等からの問合せに対応するヘルプデスク及び各種諸届の仕分け・確認の処理補助等に係る業務について、委託内容及び仕様の見直しや運用改善を行い業務委託活用による効率化を図るとともに、電子届出システム・制度マニュアル・機構ホームページの継続的改善やWAM NET メールを活用した連絡事項等の周知強化等を実施した。 また、業務委託業者及びデータ入力業者と緊密に連携して週単位の処理目標の管理を徹底するなど、処理体制の更なる強化を図った。 こうした取組の結果、退職手当金請求書の提出数はコロナ前から7,069件増と昨年度に引き続き大幅に増加したものの、請求書の受付から給付までの平均処理期間は40.7日となり、中期目標に定められた目標値(42日以内)を上回る実績を上げることができた。 ○ 退職届作成システムの利用を促進するため、利用促進のチラシについて、退職共済電子届出システムの利用依頼文書と合わせて、共済契約者あてに送付した。 また、各種手続きに係る共済契約者あての電話照会や文書送付の際に、退職届作成システムの利用案内を行うとともに、WAM NET のメールを活用し、退職共済電子届出システムの利用者（ID 保有者）あてに退職届作成システムの利用案内を送信し、システム利用によるメリットや利便性等を周知した。 加えて、全国社会福祉法人経営者協議会に対し、社会福祉法人あての制度周知	評定	＜評定に至った理由＞
						区 分	令和5事業年度											
4月1日現在の被共済職員数	884,536 人																	
退職手当金支給者数	82,536 人																	
退職手当金支給額	129,739,537 千円																	
単位掛金額	44,500 円																	

	(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。	(1)退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。 (関連指標) ○退職手当金支給実績 ・退職手当金支給件数・金額	(1)退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。	＜評価の視点＞ ○ 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図っているか。	【給付事務の平均処理期間短縮の取組】 #32 ○ 退職手当金の支給に係る処理体制の更なる強化を図るため、次の取組を行った。 a 共済契約者等からの問合せに対応するヘルプデスク及び各種諸届の仕分け・確認の補助等に係る業務について、委託内容及び仕様の見直しや、運用改善を行い、業務委託活用による効率化を図った。 b 制度理解の促進等を図るため、電子届出システム・制度マニュアル・機構ホームページを継続的に改善するとともに、WAM NET メールを活用した連絡事項等の周知強化等を実施した。 ○ 一方で、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた経済活動が回復するなか、昨年度に引き続き被共済職員の退職者が増え、退職手当金の支給件数も増加したことから、業務量が大幅に増加した。 ○ このため、業務委託業者及びデータ入力業者と緊密に連携し、請求書の受理状況と過去の動向から想定される先々の業務量を共有するとともに、週単位で処理目標を設定、その管理を徹底することで、処理量の最大化に努めた。 ○ こうした取組の結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は、40.7 日となった。 【退職届作成システムの利用促進】 #33 ○ 退職届作成システムの利用を促進するため、次の取組を行った。 a 利用促進のためのチラシを退職共済電子届出システムの利用依頼文書と合わせて、共済契約者あてに送付した。 b 各種手続きに係る共済契約者あての電話照会や文書送付の際に、退職届作成システムの利用案内を行った。 c WAM NET のメールを活用し、退職共済電子届出システム利用者 (ID 保有者) あてに退職届作成システムの利用案内を送信し、システム利用によるメリットや利便性等を周知した。 d 全国社会福祉法人経営者協議会に対し、社会福祉法人あての制度周知に加え、退職共済電子届出システムの利用促進について協力依頼を行った。	及び退職共済電子届出システムの利用促進について協力依頼するとともに、未利用者あてにシステムの案内を送付するなど、システムの利用拡大に努めた。 こうした取組の結果、退職届作成システムの利用率は 57.4%となり、中期目標に定められた目標値 (45%以上) を上回る実績を上げることができた。 ○ 退職手当共済制度に未加入の社会福祉法人に対し、退職手当共済制度の案内チラシ等により加入促進を行った。 さらに、都道府県担当部署を通じて創設法人等へのパンフレット等配布を継続するとともに、全国社会福祉法人経営者協議会との意見交換会を通じて会員への制度周知を実施したほか、福祉専門職の養成校協会と連携して退職手当共済事業を広報するなど、制度周知の強化を図った。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りが悪化した共済契約者については、厚生労働省と協議のうえ、掛金の納付期限を延長する措置を講じた。 また、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき、共済契約者が実施した出勤調整について、厚生労働省と協議のうえ、令和 5 年 5 月 7 日まで業務に従事した日として取り扱う措置を講じた。 ○ 令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、掛金納付対象職員届の提出期限の延長について、厚生労働省と協議のうえ状況に応じて柔軟に対応することとした。 ○ 共済契約者へのアンケート結果では、利用者の 96.9%から退職手当共済制度が「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得た。	
	(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、提出書類の電子化等に努めるとともに、退職届作成システムの利用を促進すること。	(2)利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進する。 (関連指標) ○電子化の推進実績 ・電子届出システ	(2)利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、アンケート調査等による利用者の意向を踏まえ、ICT の活用を進めるとともに、退職届作成システムの活用について周知し、利用の促進を図る。	○ 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進しているか。			

		ム利用率 ○利用者の事務負担軽減の取組実績 ・電子届出システム利用者満足度 ・掛金納付対象職員届処理に係るエラー発生率の減少度			e 退職共済電子届出システム未利用者あてに、システムの案内を送付した。 ○ こうした取組みの結果、退職届作成システムの利用率は、57.4%となった。 【都道府県等と連携した制度周知】#34 ○ 退職手当共済制度を幅広く周知するため、次の取組を行った。 a 退職手当共済制度に未加入の社会福祉法人に対し、退職手当共済制度の案内チラシ等により加入促進を行った。（実績 21 法人） b 都道府県担当部署を通じて、創設法人等へのパンフレット等配布を継続するとともに、各都道府県ホームページとの相互リンクを行い、都道府県ホームページから退職手当共済事業へのリンクを設けることで、幅広く制度周知を行った。 c 全国社会福祉法人経営者協議会との意見交換会を通じて、会員への制度周知を実施した。 d 「介護フェア in かながわ」にブースを出展し、退職共済制度を幅広く周知した。 e 福祉専門職の養成校協会と連携し、福祉専門職養成校に在籍する教員・学生への制度周知のため、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に対し、加盟校へメールマガジンによる制度説明を協力依頼した。 f 福祉医療貸付事業が主催する「福祉医療貸付事業行政担当者説明会」において管内の法人への周知依頼を行った。 ○ 新型コロナウイルス感染症への対策として実施している業務に従事した日の特例（令和 5 年 5 月 7 日まで）及び納付期限の延長等の措置を前年度に引き続き継続した。 ○ 共済契約者への利用者アンケート結果では、利用者の 96.9%から退職手当共済制度が「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得た。	＜課題と対応＞ 特になし。	
	（3）社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。	（3）社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。 （関連指標） ○退職手当共済制度周知の効果 ・加入職員数 ・新規加入職員数 ・共済契約者へのアンケートによる福祉人材確保の貢献度	（3）社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。	○ 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知しているか。			

	(4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① 退職手当金請求書の受付から給付までの平均処理期間を毎年度42日以内とすること。(第4期中期目標期間実績平均：39.4日) ② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度45%以上とすること。(第4期中期目標期間実績平均：44.5%) ③ 退職手当共済制度を広く周知するため、地方公共団体、社会福祉法人、福祉関係団体等の新規広報先数を	(4)退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① 退職手当金請求書の受付から給付までの平均処理期間を毎年度 42日以内とする。 ② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度 45%以上とする。 ③ 退職手当共済制度の新規広報先数を毎年度20件以上とする。	(4)退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① 退職手当金請求書の受付から給付までの平均処理期間を 42日以内とする。 ○ 退職手当金請求書の受付から給付までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。 ○ 退職届作成システムの利用割合について、中期計画を達成しているか。 ○ 退職手当共済制度の新規広報先数について、中期計画を達成しているか。	【給付までの平均処理期間】 #35 ○ 上記①のとおり。 【退職届作成システムの利用割合】 #36 ○ 上記②のとおり。 【新規広報件数】 #37 ○ 上記③のとおり。		
--	---	---	--	---	--	--

	毎年度 20 件 以上とすること。(令和3年 度実績：19 件)						
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	心身障害者扶養保険事業		
業務に関連する政策・施策	VIII－1－1 障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 10 号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002750、002796

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
周知・広報活動回数（計画値）	15 回以上	－	15 回以上	15 回以上	15 回以上	15 回以上	15 回以上			予算額（千円）	33,799,258			
周知・広報活動回数（実績値）	－	15 回	17 回	回	回	回	回			決算額（千円）	34,278,462			
達成率	－	－	113.3%	%	%	%	%			経常費用（千円）	22,027,258			
										経常利益（千円）	2,264,232			
										行政コスト（千円）	22,056,102			
										従事人員数	6.63 人	人	人	人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																					
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価														
					業務実績	自己評価	評価														
	5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 なお、国においては扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度末までに加入した者の積立不足に対し、毎年度予算編成を経て各地方公共団体とともに必要な財政支援措置を講ずることとし、機構は国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ	5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。	<主な定量的指標> ① 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による心身障害者扶養共済制度の周知・広報活動を毎年度 15 回以上行う。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を 17 回行った。 (実績) <table><tr><th>区 分</th><th>令和 5 事業年度</th></tr><tr><td>新規加入者数</td><td>1,097 人</td></tr><tr><td>新規年金受給者数</td><td>2,275 人</td></tr><tr><td>保険対象加入者数</td><td>54,742 人</td></tr><tr><td>年金給付保険金支払対象障害者数</td><td>59,102 人</td></tr><tr><td>死亡・障害保険金額</td><td>7,638,200 千円</td></tr><tr><td>年金給付保険金額</td><td>14,340,440 千円</td></tr></table>	区 分	令和 5 事業年度	新規加入者数	1,097 人	新規年金受給者数	2,275 人	保険対象加入者数	54,742 人	年金給付保険金支払対象障害者数	59,102 人	死亡・障害保険金額	7,638,200 千円	年金給付保険金額	14,340,440 千円	<評定と根拠> 評定：B ○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、令和 4 年度決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会において財務状況の検証を行った。また、検証結果を取りまとめた報告書により、厚生労働省、事業の実施主体である地方公共団体及び障害者関係団体へ報告するとともに、加入者等に対して機構ホームページにおいて公表することにより、事業の透明性を確保した。 ○ 心身障害者扶養保険資金については、各資産の構成割合が基本方針で定められた乖離許容幅に収まるよう適切に管理を行うとともに、ベンチマーク収益率とほぼ同等の収益率を確保した。 運用に関する基本方針の見直し（資産構成割合の変更及び経過措置規定の設置）に伴い、4 月から 8 月までの間は年金支給に必要な資金を確認し短期資産への取崩しを行った上で、9 月にリバランスを実施した。 また、現行基本ポートフォリオについて策定時に想定した運用環境が現実と乖離していないかについて検証を行い、直ちに見直しの必要がないことを確認した。 運用利回りについては、運用資産合計で 6.60%となり、目標利回りの 1.60%を上回ることができた。 ○ 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地	評価 <評定に至った理由>
区 分	令和 5 事業年度																				
新規加入者数	1,097 人																				
新規年金受給者数	2,275 人																				
保険対象加入者数	54,742 人																				
年金給付保険金支払対象障害者数	59,102 人																				
死亡・障害保険金額	7,638,200 千円																				
年金給付保険金額	14,340,440 千円																				

	効率的な運用に努めること。 (1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととされていることから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出ること。	(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。 (関連指標) ○心身障害者扶養保険事業実績 ・新規加入者数 ・新規年金受給者数 ・保険対象加入者数 ・年金給付保険金支払対象障害者数 ・年金給付保険金額	(1) 財政状況の検証 令和4年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険事業財務状況検討会（以下「財務状況検討会」という。）で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表するなど関係者に対し広く周知する。 なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。	＜評価の視点＞ ○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。	【財務状況の検証と公表】#38 ○ 財務状況検討会を11月に開催し、令和4年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、地方公共団体及び障害者関係団体に報告するとともに、機構ホームページで公表した。	方公共団体及び関係団体等との連携・協力により、周知・広報活動を17回行い、年度計画に定める目標値（15回）を上回る回数を達成することができた。 ○ 制度の周知・広報活動については、関係団体等へのパンフレットの配布等に加え、新たに制度紹介動画を作成してWAM NET、厚労省のYouTubeにも掲載することで、地方公共団体、関係団体等のほか、広く一般に向けて周知を行った。また、関連団体が開催する大会（全国大会・関東ブロック大会）において広報を実施する等、より効果的な周知・広報活動を展開した。 ○ 事務担当者会議については、新型コロナウイルスの感染拡大に配慮しつつ、令和元年度以来4年ぶりに対面で開催したが、従来と同様に機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成することに加え、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査し、結果を取りまとめ情報提供することにより、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。 さらに、地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、加入者現況確認調査を行うとともに、心身障害者、加入者等の利益の確保及び地方公共団体の的確な事務処理の実
--	--	---	--	---	---	--

	(2) 扶養保険資金の運用 扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的とし、年金給付に係る短期資金の需要に留意しつつ、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 また、分散投資による運用を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制し、各資産ともパッシブ運用を中	(2) 扶養保険資金の運用 扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的とし、年金給付に係る短期資金の需要に留意しつつ、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき適切に管理を行う。 また、分散投資による運用を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制し、各資産ともパッシブ運用を中心とし	(2) 扶養保険資金の運用 扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的とし、年金給付に係る短期資金の需要に留意しつつ、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行う。 また、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式を原則とした分散投資による運用を行い、基本ポートフォリオ全体のリスク	○ 扶養保険資金の運用については、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む運用に関する基本方針を定め、これに基づき管理を行っているか。 ○ 分散投資による運用を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制し、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク収益	【運用の基本的考え方】 #39 ○ 令和5年度から適用した運用に関する基本方針の見直し(資産構成割合の変更及び経過措置の規定の設置)に伴い、年金支給に必要な資金を確認し4月から8月までの短期資産への取崩しを行った上で、9月にリバランスを実施するなど、基本方針に基づき適切な運用を行った。また、運用状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。 【各資産の対ベンチマーク収益率との差】 #40 ○ 各資産ともパッシブ運用を実施し、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。また、運用実績については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。	施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図った。 ○ 令和6年1月に発生した能登半島地震では、災害救助法適用地域の自治体（4県・1市）あて状況確認を行い、保険料（掛金）の払込猶予等に係る特例措置の適用を実施した。 <課題と対応> 特になし。	

	心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保すること。 さらに、各種リスクの管理のため、資産運用の状況や運用環境等を定期的にモニタリングしつつ、運用実績が基本ポートフォリオ策定時の想定と乖離していないかなどについて、毎年度検証を行い、必要に応じて運用に関する基本方針を随時見直すとともに、扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、生命保険契約における運用実績を確認する等	て、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保する。 さらに、各種リスクの管理のため、資産運用の状況や運用環境等を定期的にモニタリングし、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月 1 回把握した上で必要な措置を講ずるとともに、運用実績が基本ポートフォリオ策定時の想定と乖離していないかなどについて、毎年度、資産運用委員会において検証を行い、必要に応じて運用に関する	を最小限に抑制し、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。 さらに、各種リスクの管理のため、資産運用の状況や運用環境等を定期的にモニタリングし、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月 1 回把握した上で必要な措置を講ずるとともに、運用実績が基本ポートフォリオ策定時の想定と乖離していないかなどについて、外部専門家により構成される心身障害者扶養保険資産運用委	率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保しているか。 ○ 各種リスクの管理のため、資産運用の状況や運用環境等を定期的にモニタリングし、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月 1 回把握し、必要な措置を講じているか。 ○ 運用実績が基本ポートフォリオの策定時の想定から乖離していないかなどについて、毎年度、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直してい	[令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (年率)] <table><tr><th colspan="3">区分</th><th>ベンチマーク 収益率</th><th>運用実績</th><th>ベンチマーク差</th></tr><tr><td rowspan="4">有価証券</td><td rowspan="2">国内</td><td>債券</td><td>△2.20%</td><td>△2.19%</td><td>0.01%</td></tr><tr><td>株式</td><td>41.34%</td><td>41.89%</td><td>0.55%</td></tr><tr><td rowspan="2">外国</td><td>債券</td><td>15.27%</td><td>15.22%</td><td>△0.05%</td></tr><tr><td>株式</td><td>42.92%</td><td>42.60%</td><td>△0.32%</td></tr></table> ※各資産の運用実績は時間加重収益率 (参考) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>運用実績</th></tr><tr><td colspan="2">資 産 全 体</td><td>6.60%</td></tr></table> ※資産全体の運用実績は修正総合利回り 【乖離状況の把握等】#41 ○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理を行った。また、乖離状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。 なお、乖離幅は次のとおりである。 [令和 6 年 3 月末] <table><tr><th colspan="3">区分</th><th>基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)</th><th>実績</th><th>乖離幅</th></tr><tr><td rowspan="4">有価証券</td><td rowspan="2">国内</td><td>債券</td><td>76.5% (±8%)</td><td>70.5%</td><td>△6.0%</td></tr><tr><td>株式</td><td>5.0% (±2%)</td><td>7.0%</td><td>2.0%</td></tr><tr><td rowspan="2">外国</td><td>債券</td><td>8.5% (±2%)</td><td>8.9%</td><td>0.4%</td></tr><tr><td>株式</td><td>10.0% (±5%)</td><td>13.5%</td><td>3.5%</td></tr></table> 【基本ポートフォリオの見直し】#42 ○ 基本ポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実と乖離が生じていないかなどについて 10 月に開催した資産運用委員会で検証を行った結果、現行の基本ポートフォリオについて、直ちに見直しの必要がないことを確認した。また、その旨をガバナンス委員会に報告した。	区分			ベンチマーク 収益率	運用実績	ベンチマーク差	有価証券	国内	債券	△2.20%	△2.19%	0.01%	株式	41.34%	41.89%	0.55%	外国	債券	15.27%	15.22%	△0.05%	株式	42.92%	42.60%	△0.32%	区分		運用実績	資 産 全 体		6.60%	区分			基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)	実績	乖離幅	有価証券	国内	債券	76.5% (±8%)	70.5%	△6.0%	株式	5.0% (±2%)	7.0%	2.0%	外国	債券	8.5% (±2%)	8.9%	0.4%	株式	10.0% (±5%)	13.5%	3.5%		
区分			ベンチマーク 収益率	運用実績	ベンチマーク差																																																										
有価証券	国内	債券	△2.20%	△2.19%	0.01%																																																										
		株式	41.34%	41.89%	0.55%																																																										
	外国	債券	15.27%	15.22%	△0.05%																																																										
		株式	42.92%	42.60%	△0.32%																																																										
区分		運用実績																																																													
資 産 全 体		6.60%																																																													
区分			基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)	実績	乖離幅																																																										
有価証券	国内	債券	76.5% (±8%)	70.5%	△6.0%																																																										
		株式	5.0% (±2%)	7.0%	2.0%																																																										
	外国	債券	8.5% (±2%)	8.9%	0.4%																																																										
		株式	10.0% (±5%)	13.5%	3.5%																																																										

	の検証を行うこと。	基本方針を随時見直すほか、扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、外部有識者等からなる財務状況検討会において生命保険契約における運用実績を確認する等の検証を行う。 (関連指標) ○扶養保険資金の運用実績 ・ベンチマーク差	員会において検証を行い、必要に応じて運用に関する基本方針を随時見直す。 加えて、生命保険契約における運用実績等の検証に当たっては、令和4年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。	るか。 ○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において生命保険契約における運用実績を確認する等の検証を行っているか。	【生命保険契約における運用実績等の検証】 #43 ○ コンサルティング会社に委託し、生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理した。その結果を踏まえ、提出された令和4年度の生命保険会社の決算を分析・検証するとともに、財務状況検討会において確認等の検証を行い、現状では問題ないことを確認した。		
	(3) 事務処理の適切な実施及び制度周知 障害者及びその保護者に対するサービスの向上並びに制度の普及を図るため、国及び地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に	(3)事務処理の適切な実施及び制度周知 障害者及びその保護者に対するサービスの向上並びに制度の普及を図るため、国及び地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努める。	(3) 事務処理等の適切な実施及び制度周知 国及び地方公共団体と連携して事務担当者会議を開催するとともに、留意事項の周知等、きめ細かな対応を行うことにより相互の事務処理を適切に実施する。 また、制度の周知を図るため、国及び地方公共団	○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上並びに制度の普及を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。 ○ 各自治体担当者の事務処理の標準化を図るよう努めているか。	【事務担当者会議の開催】 #44 ○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と地方公共団体及び地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理した上で国と連携して回答を作成するとともに、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。 【事務処理の標準化】 #45 ○ 機構と地方公共団体の加入者名簿の照合や年金給付金等の請求遅延・遺漏等の確認を通じて、地方公共団体の的確な事務処理の実施等について指導を行い、各地方公共団体の事務処理の標準化を図った。 また、事務担当者会議において、加入者・年金受給者の現		

	努めること。		体等と連携・協力し、障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう制度周知に努める。		況把握や年度末の加入申込時期など事務処理上の留意事項を具体的に説明したほか、地方公共団体の広報活動や窓口相談対応方法等を調査し、結果を共有するなど各自治体担当者の事務処理の標準化に努めた。		
	(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ・ 障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による心身障害者扶養保険制度の周知・広報活動を毎年度 15 回以上行うこと。(第 4 期中期目標期間実績平均：16 回)	(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ・ 障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による心身障害者扶養共済制度の周知・広報活動を毎年度 15 回以上行う。	(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ・ 障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を 15 回以上行う。	○ 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による心身障害者扶養共済制度の周知・広報活動は中期計画を達成しているか。	【周知・広報活動】#46 ○ 周知・広報活動については、上記①のとおり。 ○ 令和 5 年度においては、雑誌等への記事掲載、特別支援学校の在校生及び関係団体へのパンフレット配布、インターネットにおける検索エンジンに連動した制度広告や WAM NET 会員向けメールマガジンによる制度案内のほか、新たに制度照会動画を作成して WAM NET に掲載するとともに、関係団体が開催する大会において広報を実施するなど、より効果的な周知・広報活動を行った。		

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）		
業務に関連する政策・施策	VII－2－1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第11号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報の提供や、地域共生社会の実現に向けた情報提供体制の整備の支援などの取組が必要とされている中、国においては各種関連法律を改正するなど、政策目的の実現に全力を挙げているところであり、この取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業ID：002751

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
情報充実及び機能 見直し（計画値）	8 件以上	－	8 件以上	8 件以上	8 件以上	8 件以上	8 件以上		予算額（千円）	4,532,122				
情報充実及び機能 見直し（実績値）	－	6 件	10 件	件	件	件	件		決算額（千円）	1,831,954				
達成度	－	－	125.0%	%	%	%	%		経常費用（千円）	1,216,436				
年間ヒット件数 （計画値）	21,000 万件 以上	－	21,000 万件 以上	21,000 万件 以上	21,000 万件 以上	21,000 万件 以上	21,000 万件 以上		経常利益（千円）	6,252				
年間ヒット件数 （実績値）	－	26,905 万件	30,761 万件	万件	万件	万件	万件		行政コスト（千円）	1,216,436				
達成度	－	－	146.5%	%	%	%	%		従事人員数	13.49 人	人	人	人	人
両立支援情報ポー タルの利用者満足 度（計画値）	80%以上	－	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							
両立支援情報ポー タルの利用者満足 度（実績値）		－	88.6%	%	%	%	%							
達成度	－	－	110.8%	%	%	%	%							

（注）一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET 事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28 年法律第 21 号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく「子ども・子育て支援情報公表システム」及び国からの要請を受けて構築した障害・児童福祉施設等に係る「災害時情報共有システム」の管理・	6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET 事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28 年法律第 21 号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく「子ども・子育て支援情報公表システム」及び国からの要請を受けて構築した障害・児童福祉施設等に係る「災害時情報共有システム」の管理・	6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET 事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28 年法律第 21 号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく「子ども・子育て支援情報公表システム」及び国からの要請を受けて構築した障害・児童福祉施設等に係る「災害時情報共有システム」の管理・	＜主な定量的指標＞ ① 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を毎年度 8 件以上実施する。 ② 年間ヒット件数を 2 億 1,000 万件以上とする。 ③ 「子育て・介護と仕事両立支援情報ポータル」に関する利用者満足度を 80%以上とする。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ① 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 10 件実施した。 （内訳）提供情報の整備充実：5 件 機能の見直し：5 件 ② 年間ヒット件数は、WAM NET コンテンツや国の施策に基づく情報システムの利用等が堅調であったことから、3 億 761 万件となった。 ③ 「子育て・介護と仕事両立支援情報ポータル」の利用者満足度は、88.6%となった。	＜評定と根拠＞ 評定：A ○ WAM NET 事業においては、国の政策動向や利用者からの要望を踏まえ、関係省庁及び関係機関と連携しつつ、「ケアプランデータ連携システム利用状況」や「医療法人の経営情報のデータベースを活用した分析等」など 5 件のコンテンツを新設するとともに、「WAM NET トップページ」など 5 件のコンテンツのリニューアルを行い、提供情報の質の向上と利用者の利便性の向上を図った。 ○ 毎年 Web 形式で実施しているアンケート調査に加え、介護・障害など各分野の関係者（福祉施設経営者、職員等）を対象として、WAM NET の利用状況や日常的な情報収集の手段等についてヒアリングを実施するなど、新規コンテンツの企画や既存コンテンツの更なる見直しを行うための情報収集に取り組んだ。 ○ 上記の取組により提供する情報の充実及び機能の見直しを行ったことで、年間ヒット件数は計画値を大きく上回る 3 億 761 万件のヒット件数を達成することができた。（達成度 146.5%） ○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、次のとおり WAM NET 基盤を活用した。 a メール一括配信機能を用いて、社会福祉振興助成事業や退職手当共済事業に係る申請等の手続き、機構の調達情報や月刊誌「WAM」の最新情報を配信するメールマガジンなどを迅速かつ適	評価	＜評定に至った理由＞

	運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 (1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。	運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。 (関連指標) ○利用者サービス向上取組実績 ・アンケート調査における情報利用者の満足度	運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。	＜評価の視点＞ ○ 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めているか。	【提供情報の質の向上及び利便性の向上】#47 ○ 提供情報の質の向上を図るため、次のとおり新規コンテンツを作成した。 a 公益社団法人国民健康保険中央会が運営するケアプランデータ連携システムの普及促進に資するため、国民健康保険中央会及び厚生労働省と連携し、同システムを利用する事業者を地図上やリストで閲覧できる「ケアプランデータ連携システム利用状況」コンテンツを新設した。 b 子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータルにおける提供情報の質の向上を図るため、「子育てしながら働く方への復職後支援情報」コンテンツを新設した。 c 社会福祉法人における事業運営の透明性の向上を図るため、社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システムにより届出のあった社会福祉連携推進法人に関する情報（法人現況報告書等）を公表する「社会福祉連携推進法人の法人現況報告書等情報検索サイト」コンテンツを新設した。 d 医療法人の経営状況の透明性の確保に資するため、医療法人から都道府県等に届出のあった事業報告書等の情報を集約し、法人の運営状況及び財務状況に係る情報を分析した結果を公表するための「医療法人の経営情報のデータベースを活用した分析等」コンテンツを新設した。 e 利用者の理解度向上と更なる活用を図るため、WAM NET機能の解説や活用方法を紹介する動画コンテンツ「WAM NET の使い方」を新設した。 ○ 利用者の利便性の向上を図るため、次のとおり既存コンテンツの機能の見直しを行った。	正に発信し、事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。 b 福祉医療経営指導事業において、各種アンケート調査を Web で実施することにより、円滑かつ効率的な実施を支援した。 ○ 「子育て・介護と仕事両立支援情報ポータル」に関する利用者満足度については、「子育てしながら働く方への復職後支援情報」コンテンツを新設するなどした結果、計画値を上回る 88.6%の満足度を得ることができた。 なお、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、提供する情報の質の向上に努めた結果、WAM NET の情報利用者を対象としたアンケート調査において、97.7%の満足度を得ることができた。 ○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携のうえ、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」について安定的に運用するとともに、効率的な管理を適切に実施した。 また、「児童福祉施設等災害時情報共有システム」及び「障害者支援施設等災害時情報共有システム」については、国と連携を図り、実際の災害時の稼働に加え、都道府県等を対象としたシステム操作訓練の支援を行うなど、安定的な運用と効率的な管理を適切に実施した。 さらに、令和 5 年度における新たな取組として、厚生労働省より要請
--	---	--	---	--	---	--

				a 利用者の意見を踏まえ、初期画面で表示されるエリアの見直しや、人気コンテンツへのショートカットの配置など、WAM NET トップページのリニューアルを行った。 b 福祉の仕事に関する情報を提供する「福祉のしごとコーナー」において、法改正等に伴うコンテンツ内の情報拡充や更新に加え、小・中学生に向けて福祉に関連する職場や職種をわかりやすく紹介する「小・中学生のための福祉のしごとガイド」コンテンツを新たに追加した。 c 利用者が必要とする情報に素早くアクセスできるようカテゴリ別のタグ表示や、注目されている行政情報の表示など、行政情報トップページの見直しを行った。 d 「イベント・セミナー情報」において、利用者が比較検討しやすいように対象者を検索条件に追加したほか、紹介画面に表示する画像の作成方法の解説を追加する等の機能改善を行った。 e 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の運用を通じて、国、所轄庁及び社会福祉法人等から寄せられた要望・課題を踏まえ、分析用スコアカードのレイアウト変更や操作マニュアルの見直し等を行った。 ○ 新規コンテンツの企画や既存コンテンツの更なる見直しなど、提供情報の質及び利用者の利便性の向上を図るため、毎年実施している WAM NET 利用状況調査に加え、介護・障害など各分野の経営者や、職員等を対象として、WAM NET の利用状況や日常的な情報収集の手段等についてヒアリングを行った。 ○ WAM NET の新規コンテンツや WAM NET ニュース、行政情報といった掲載情報等について、メールマガジンや X (旧 Twitter) を積極的に活用し、WAM NET の更なる周知を図った。(メールマガジン 194 件、ポスト数 1,518 件)。 また、更なる WAM NET の認知度向上を図り、福祉保健医療に関する情報を広く提供することを目的として、新たにInstagramを開設し、WAM NET のコンテンツに関する情報発信を行った。(12 件) ○ 「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」コンテンツの普及及び利用者満足度の目標の達成に向けて、同コンテンツと合わせて「子ども・子育て支援	を受け、医療法人の経営状況の透明性の確保に資するため、医療法人から都道府県等に届出のあった事業報告書等の情報を集約し、法人の運営状況及び財務状況に係る情報を分析した結果を公表する「医療法人経営情報データベースシステム」の開発を行うなど、WAM NET 基盤を活用し、国の施策に基づく情報システムの整備・拡充を推進した。 ○ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」について、厚生労働省及びこども家庭庁と連携し、社会福祉法人や所轄庁等に当該システムの利用を促した結果、前年度以上の利用率となった。 ○ これらの取組により、定量面においては、全ての指標において計画を上回る実績（達成度平均 127.4%）を上げることができたことに加え、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では「災害時情報共有システム」の稼働により、児童福祉施設等や障害者支援施設等に係る被災情報の報告や集約に活用されるなど、質的にも顕著な成果をあげることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	--	--	--	--	--	--

	(2)国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理すること。	(2)国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理する。 (関連指標) ○システムの着実な整備・安定的な運用の取組実績 ・国の施策に基づく情報システムの利用実績	(2)国の施策に基づく情報システムについては、安定的に運用するとともに、効率的に管理する。	○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理しているか。	情報公表システム（ここ de サーチ）」について、機能や利用方法などを紹介する PR 動画を WAM NET に掲載し、X（旧 Twitter）で広く周知を行った。 ○ 福祉医療分野及び情報通信分野等を専門とする外部有識者からなる WAM NET 事業推進専門委員会を開催し、福祉保健医療に関して今後求められる情報提供の在り方、効果的な情報発信、WAM NET の提供情報の質及び利用者の利便性の向上等について検討を行った。 【国の施策に基づく情報システムの運用及び管理】#48 ○ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」については、国と連携を図り、次のとおりシステムの改善や運用管理を適切に実施した。 a システムの改善 厚生労働省の要請を受け、社会福祉法人の財務状況について、提供サービス別や事業規模別の経年分析をより詳細に行えるよう、自治体向けの分析機能等の拡充や社会福祉充実計画の策定状況の追加や、現況報告書の一部様式変更に伴う財務諸表等入力シート of 項目追加などのシステム改善を行った。 b 運用体制の整備 所轄庁等からのシステム利用に係る照会等への対応としてコールセンターを設置し、迅速かつ正確な対応が可能な体制を整備したことにより、システムの円滑な運用を促進した。（照会件数：13,344 件） また、令和 5 年度の届出に合わせて、システムの改善点や入力方法について、利用者向けの掲示板に説明資料を掲載し周知を図るとともに、国主催の「社会福祉法人等指導監査担当者研修会」（自治体担当者向け）において本システムの紹介と合わせて、管内の法人に向けてシステム利用による届出を依頼するなどの広報活動を行った。 さらに、令和 6 年度のシステム運用に向けて、所轄庁等へシステム運用スケジュール等に関する情報を速やかに提供し、円滑な運用のための準備を行った。 c 公表 システムを活用して届出のあった全国の社会福祉法人に関する情報（現況報告書、計算書類、社会福	
--	---	--	--	---	--	--

					祉充実計画、定款、役員等名簿（公表用）及び報酬等の支給の基準）について、順次、WAMNETの「社会福祉法人の現況報告書等情報検索サイト」コンテンツで公表した。 集約されたデータについては、国と調整し、集約結果を3月に公表した。 ○ 「障害福祉サービス等情報公表システム」については、国と連携を図り、次のとおりシステムの改善や効率的な運用管理を適切に実施した。 a システムの改善 システム運用を通じて国及び自治体等から寄せられた要望・課題を踏まえ、都道府県等向け届出状況管理画面のダウンロード機能や、公表画面における地図表示機能など、利便性の向上を図るためのシステム改善を行った。 b 運用体制の整備 新たに公表権限を取得した自治体に対し適切な権限設定を行うなど、システム環境の整備及び登録情報の確認を行い、5月から当年度の運用を開始した。 また、システムの改善点や入力方法について、利用者向けの掲示板に説明資料を掲載し周知を図るとともに、都道府県等へシステム運用スケジュール等に関する情報を速やかに提供するなど、円滑な運用のための準備を行った。 c システム利用の促進 システムの利用促進を図るため、国と連携し、都道府県等に対して情報登録及び申請に係る案内や都道府県等の公表状況の定期報告を継続的に実施した。（メール計18回、261,044件） また、公表サイトの専用バナーについて、国の主管課長会議等を通じて、自治体におけるリンク設定を促進し、公表サイトの普及を推進した。 d 公表 システムを利用して登録された全国の障害福祉サービス等事業所に関する情報について、WAMNETの「障害福祉サービス等情報検索サイト」において順次公表した。 ○ 「子ども・子育て支援情報公表システム」については、国と連携を図り、次のとおりシステムの改善や効率的な運用管理を適切に実施した。	
--	--	--	--	--	--	--

				a システムの改善 こども家庭庁の要請を受け、子ども・子育て支援情報公表システムにおいて、認可外施設の公表項目や児童福祉法改正に伴う公表項目の追加に係るシステム改修を実施した。 b 運用体制の整備 システムの改善点や入力方法について、利用者向けの掲示板に説明資料を掲載し周知を図るとともに、都道府県等へシステム運用スケジュール等に関する情報を速やかに提供するなど、円滑な運用のための準備を行い、5月から当年度の運用を開始した。 c システム利用の促進 システムの利用促進を図るため、国と連携し、都道府県等及び各事業者に対して、最新情報への定期的な更新について継続的に案内した。 また、各自治体における業務を支援するため、都道府県等に対して管内の未更新施設一覧等の情報を提供した。（メール計8回、64,800件） d 公表 システムを利用して登録された全国の子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設に関する情報について、WAM NET の「ここ de サーチ」において順次公表した。 ○ 国の施策に基づく情報システムの利用実績は、次のとおりである。 <table><tr><td>区 分</td><td>対象法人数</td><td>利用法人数</td><td>利用率</td></tr><tr><td>社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム</td><td>21,082 件</td><td>21,016 件</td><td>99.7%</td></tr></table><table><tr><td>区 分</td><td>対象事業所数</td><td>利用事業所数</td><td>利用率</td></tr><tr><td>障害福祉サービス等情報公表制度システム</td><td>202,430 件</td><td>175,874 件</td><td>86.9%</td></tr></table><table><tr><td>区 分</td><td>対象事業所等数</td><td>利用事業所等数</td><td>利用率</td></tr><tr><td>子ども・子育て支援情報公表システム</td><td>64,434 件</td><td>61,852 件</td><td>96.0%</td></tr></table>	区 分	対象法人数	利用法人数	利用率	社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム	21,082 件	21,016 件	99.7%	区 分	対象事業所数	利用事業所数	利用率	障害福祉サービス等情報公表制度システム	202,430 件	175,874 件	86.9%	区 分	対象事業所等数	利用事業所等数	利用率	子ども・子育て支援情報公表システム	64,434 件	61,852 件	96.0%		
区 分	対象法人数	利用法人数	利用率																											
社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム	21,082 件	21,016 件	99.7%																											
区 分	対象事業所数	利用事業所数	利用率																											
障害福祉サービス等情報公表制度システム	202,430 件	175,874 件	86.9%																											
区 分	対象事業所等数	利用事業所等数	利用率																											
子ども・子育て支援情報公表システム	64,434 件	61,852 件	96.0%																											

					○ 「児童福祉施設等災害時情報共有システム」及び「障害者支援施設等災害時情報共有システム」については、国と連携を図り、次のとおりシステムの改善や運用管理を適切に実施した。 a システムの改善 システム運用を通じて国及び自治体から寄せられた要望・課題を踏まえ、児童福祉施設等災害時情報共有システムにおける登録対象施設種別の追加や自治体向け施設検索機能の改善に係るシステム改修を実施した。 b 運用体制の整備 システム改修に伴い、自治体の訓練用の説明動画を適切に変更し、円滑な運用に向けた体制の整備を行った。 c システム利用の促進 厚生労働省及びこども家庭庁担当者への操作説明会を実施したほか、全都道府県を対象とした厚生労働省主催の操作訓練や自治体が独自に実施する操作訓練（7件）において、訓練実施時のシステムの稼働監視や照会対応等の支援を行った。 ○ 新たに創設された社会福祉連携推進法人の計算書類等の公表及びインターネット等を通じた国民への迅速な情報提供を実施するために、厚生労働省の要請を受け、「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」について、令和5年4月から本格運用を開始し、届出のあった社会福祉連携推進法人に関する情報（法人現況報告書等）については、WAMNETの「社会福祉連携推進法人の法人現況報告書等情報検索サイト」コンテンツで公表した。 ○ 厚生労働省の要請を受け、医療法人から都道府県等に届出のあった事業報告書等の情報を集約し、法人の運営状況及び財務状況に係る情報を分析した結果について公表するために、WAMNET基盤を活用した「医療法人経営情報データベースシステム」の開発を行った。 また、医療法人から都道府県に紙媒体により届出のあった事業報告書及び経営情報等についても、法人の運営状況及び財務状況に係る分析を行うため、データ化を実施した。	
--	--	--	--	--	---	--

	(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NET の活用を図ること。	(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NET の活用を図る。	(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NET の活用を図る。	○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するために WAM NET 基盤を活用しているか。	さらに、厚生労働省から追加の要請を受け、医療法人の円滑な届出を推進するために、Web 画面による情報登録機能や電子媒体のアップロード機能等を追加するための調達を行った。 医療法人経営情報データベースを活用した分析等を経営サポートセンターと連携して実施し、令和6年3月に WAM NET に「医療法人経営情報データベースを活用した分析等」コンテンツを新設して公表した。 【WAM NET 基盤の活用】 #49 ○ 機構業務の効率的な実施のため、機構の各業務において、次のとおり WAM NET 基盤を活用した取組を行った。 a 福祉医療貸付事業に係る受託金融機関業務打合せ会議について、効率的な業務説明を行うため、事務説明会動画を掲載した。 b 福祉医療貸付事業に係る融資相談に必要なファイルサイズの大きい複数のデータを安全な環境で送信できる申込フォームを作成することにより、融資相談事務の効率化を支援した。 c 福祉医療経営指導事業で実施する経営セミナーについてオンラインセミナー等を配信した。 d 社会福祉振興助成事業の募集説明動画を掲載し、NPO 法人等社会福祉の振興に寄与する非営利団体向けに情報提供を行った。 e 心身障害者扶養保険事業に係る制度紹介動画を「心身障害者扶養共済制度関連情報」コンテンツに掲載した。 f 年金担保債権管理回収業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る受託金融機関事務説明会等について、効率的な業務説明を行うため、事務説明会動画を掲載した。 g 福祉医療機構債券の発行にあたり、投資家・アナリスト向け決算説明の動画を掲載し、証券会社や機関投資家等に向けて情報提供を行った。 ○ 機構業務における機微情報やデータの受渡し等において、セキュリティを確保しつつ、効率的な実施を推進するため、データの授受や連絡等を行う専用の連絡掲示板を次のとおり WAM NET 基盤を活用して構築した。	
--	---	---	---	--	--	--

	(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を毎年度 8 件以上実施すること。(第 4 期中期目標期間実績平均：7.2 件)	(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を毎年度 8 件以上実施する。	(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 8 件以上実施する。	○ 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組について、中期計画を達成しているか。	a 福祉医療貸付債権の管理及び回収業務関係（顧客業務部と委託業者） b 福祉医療貸付先への支払案内業務関係（顧客業務部と委託業者） c ケアプランデータ連携システム関係（情報事業部と国民健康保険中央会） d 医療法人経営情報データ入力業務関係（情報事業部と委託業者） e 医療法人経営情報データベース関係（機構と厚生労働省及び委託業者） ○ WAM NET のメール一括配信機能を活用し、社会福祉振興助成事業に係る申請等の手続きの案内、機構の調達情報や月刊誌「WAM」の最新情報を配信するメールマガジンなど、各事業における事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。(実績 169 件) ○ 福祉医療経営指導事業と連携し、次の Web アンケート調査を円滑かつ効率的に実施した。 a 社会福祉法人経営動向調査 b 病院経営動向調査 c アンケート調査（介護人材に関する調査等、東京都事業者運営状況調査等） ○ 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の電子申請システムの利用者に対し、迅速なユーザーID の発行やシステム利用に係る問合せに対応し、電子届出事務の円滑な実施を支援した。(電子届出システムの利用率：福祉医療貸付 87.0%（前年度 86.7%）、退職手当共済 93.7%（前年度 93.0%）) 【提供情報の整備充実及び機能見直しの取組件数】#50 ○ 上記①のとおり。		
--	--	---	--	--	---	--	--

	② 年間ヒット件数を毎年度 2 億 1,000 万件以上とすること。(第 4 期中期目標期間実績平均:2 億 946 万件) ③「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」に関するコンテンツの利用者満足度を毎年度 80%以上とすること。(新規の指標のため実績なし)	② 年間ヒット件数を毎年度 2 億 1,000 万件以上とする。 ③「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」に関するコンテンツの利用者満足度を毎年度 80%以上とする。	② 年間ヒット件数を 2 億 1,000 万件以上とする。 ③「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」に関するコンテンツの利用者満足度を 80%以上とする。	○ 年間ヒット件数について、中期計画を達成しているか。 ○ 「子ども・介護と仕事の両立支援情報ポータル」に関するコンテンツの利用者満足度について、中期計画を達成しているか。	【年間ヒット件数】#51 ○ 上記②のとおり。 【「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」に関する利用者満足度】#52 ○ 上記③のとおり。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－7	承継年金住宅融資等債権管理回収業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
											予算額（千円）	1,106,809			
											決算額（千円）	1,048,944			
											経常費用（千円）	1,058,345			
											経常利益（千円）	5,900,018			
											行政コスト（千円）	1,058,345			
											従事人員数	24.25 人	人	人	人

	把握した今後の課題等への対応について、当該業務の関係機関と緊密に連携して必要な調整を進めること。 (2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。	今後の課題等への対応について、当該業務の関係機関と緊密に連携して、必要な調整を進める。 (2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。	今後の課題等への対応について、当該業務の関係機関と緊密に連携して必要な調整を進める。 (2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。	いて、当該業務の関係機関と緊密に連携して必要な調整を進めているか。 ○ 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努めているか。	○ 承継勘定の長期将来推計に関する資料を取りまとめのうえ、厚生労働省と承継勘定の財源問題について協議を行い、財源確保に向けた課題等を共有した。 【保証履行能力等を踏まえた適切な債権管理】 #54 ○ 転貸法人について、令和4年度決算書を徴求し、財務状況等の把握・分析を行うとともに、必要に応じて、ヒアリング及び指導を行った。 ○ 住宅生活協同組合等について、受託金融機関から現状の報告及び決算書を徴求し、財務状況等の把握・分析を行った。 ○ 貸付先の保証人等については、受託金融機関等に調査を行い、保証人の変更において適正に変更契約が締結されていることなどを確認した。 ○ 年金住宅融資等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を実施し、貸倒引当金を適正に計上した。 ○ 転貸債権に係るローン保証会社の格付け(Moody's、S&P)により、各社の保証履行能力の実態把握・分析を行い、保証能力を確認した。 ○ 各転貸法人の現場において、短期延滞の解消や長期延滞の防止、関係金融機関との連携等に携わる専門員に対して、新たに債権管理回収に関する日頃の取組状況の具体例を取りまとめた事例集を配布することにより、専門員の業務に対する一層の理解の向上を図った。 【適時的確な債権回収】 #55 ○ 過去に貸付先が破綻して機構自ら直接管理をしている債権について、受託金融機関等との連携による着実な対応を進めることにより、担保物件の処分等を通じた回収を図った。	○ 以上の取組の結果、令和5年度の国庫納付金として、令和6年7月末までに約437億円を国庫納付する予定であり、引き続き公的年金の給付財源に寄与した。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
	(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債	(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生	(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生	○ 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に			

	権の発生抑制に努めること。	の抑制に努める。 (関連指標) ○適時的確な債権回収の実績 ・年金住宅融資等債権の元金回収率	の抑制に努める。 また、経済情勢の変化等に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。	努めているか。	○ 住宅金融支援機構への委託分債権のうち延滞債権のサービサー再委託を引き続き行い、延滞長期化の抑制に努めた。 ○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更 27 件(コロナ感染症の影響に伴う緩和措置の適用 5 件を含む)、民事再生法の適用による返済条件の変更 1 件の措置を講じた。 また、令和 5 年度中に発生した災害を受け、機構ホームページに返済猶予等の案内を掲載した。 ○ 令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、災害救助法適用地域に該当する年金住宅融資等の貸付先・利用者に向けた返済条件緩和措置の周知を行い、返済条件の相談等に適切に対応した。		
	(4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。	(4)延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。	(4)延滞債権については、貸付先に対する迅速かつ着実な督促を実施するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に進めることにより、早期の債権回収に努める。	○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。	【延滞債権への対応】 #56 ○ 長期延滞債権については、受託金融機関に対して適切な指示を行い、必要に応じて保証機関等に対する保証履行請求及び担保物件の処分を行った。		
	(5) 業務の実施に当たっては、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り	(5)業務の実施に当たっては、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添っ	(5)業務の実施に当たっては、コロナ感染者の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添っ	○ 業務の実施に当たっては、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添って丁寧に対応してい	【柔軟な債権回収対応】 #57 ○ 業務の実施に当たっては、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添って丁寧に対応した。		

	添って丁寧に対応すること。 また、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動が収束し、政府方針等の要請による柔軟な条件変更等を行う必要がないと認められる場合は、年度計画においてリスク管理債権の残高に関する定量的な目標を設定し、リスク管理債権の削減に努めること。	て丁寧に対応する。 また、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動が収束し、政府方針等の要請による柔軟な条件変更等を行う必要がないと認められる場合は、年度計画においてリスク管理債権の残高に関する定量的な目標を設定し、リスク管理債権の削減に努める。 (関連指標) ○リスク管理債権への対応実績 ・リスク管理債権残高	て丁寧に対応する。	るか。			
--	---	---	------------------	------------	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－8	年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第 5 条の 2 第 2 項及び第 3 項
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
										予算額（千円）	(年担) 358,054 (労担) 7,730	(年担) (労担)	(年担) (労担)	(年担) (労担)
										決算額（千円）	(年担) 380,061 (労担) 8,667	(年担) (労担)	(年担) (労担)	(年担) (労担)
										経常費用（千円）	(年担) 358,770 (労担) 8,237	(年担) (労担)	(年担) (労担)	(年担) (労担)
										経常利益（千円）	(年担) △143,581 (労担) △4,784	(年担) (労担)	(年担) (労担)	(年担) (労担)
										行政コスト（千円）	(年担) 358,770 (労担) 8,237	(年担) (労担)	(年担) (労担)	(年担) (労担)
										従事人員数	(年担) 11.79 人 (労担) 0.28 人	(年担) 人 (労担) 人	(年担) 人 (労担) 人	(年担) 人 (労担) 人

	(3) 業務の円滑な終了に向けて、必要な準備検討を進めた上で、受託金融機関等の協力を得て適切な措置を講ずること。	(関連指標) ○貸付残高推移 ・貸付残高件数 ・貸付残高金額 (3)業務の円滑な終了に向けて、必要な準備検討を進めた上で、受託金融機関等の協力を得て適切な措置を講ずる。 (関連指標) ○受託金融機関に対する情報発信 ・受託金融機関事務説明会開催実績 ・全国銀行協会等との意見交換実績	(3)業務の円滑な終了に向けて、必要な準備検討を進めた上で、受託金融機関等の協力を得て適切な措置を講ずる。	○業務の円滑な終了に向けて、必要な準備検討を進め、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、受託金融機関等の協力を得て適切な措置を講じているか。	○ 令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、災害救助法適用地域に該当する年金担保等貸付の利用者に向けた返済条件緩和措置の周知を行い、返済条件の相談等に対し適切に対応した。 【業務の円滑な終了に向けた受託金融機関等との連携】 #60 ○ 回収業務の終了時期及び業務全体の終了に向けた工程を、厚生労働省年金局及び労働基準局と共有した。 ○ 受託金融機関事務説明会を Web 配信により開催し、回収業務の終了時期及び管理回収業務終了後の業務委託契約解除等の諸手続きについて事前の周知を行うとともに、利用者等に必要な情報が行きわたるよう窓口における事務取扱の留意事項について周知した。 ○ 業務終了に向けた実務的課題の詳細について厚生労働省年金局と協議のうえ、日本年金機構及び労働基準局と協議が必要となる事項の調整を行った。		
--	---	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－9	一時金支払等業務及び補償金支払等業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 5 第 1 項
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：006482（内閣府） 行政事業レビューシート予算事業 ID：002185（厚生労働省）

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
										予算額（千円）	(一時金) 1,008,776 (補償金) 1,284,340	(一時金) (補償金)	(一時金) (補償金)	(一時金) (補償金)
										決算額（千円）	(一時金) 210,032 (補償金) 741,444	(一時金) (補償金)	(一時金) (補償金)	(一時金) (補償金)
										経常費用（千円）	(一時金) 218,622 (補償金) 750,557	(一時金) (補償金)	(一時金) (補償金)	(一時金) (補償金)
										経常利益（千円）	(一時金) 0 (補償金) 0	(一時金) (補償金)	(一時金) (補償金)	(一時金) (補償金)
										行政コスト（千円）	(一時金) 218,622 (補償金) 750,557	(一時金) (補償金)	(一時金) (補償金)	(一時金) (補償金)
										従事人員数	(一時金) 2.55 人 (補償金) 1.38 人	(一時金) 人 (補償金) 人	(一時金) 人 (補償金) 人	(一時金) 人 (補償金) 人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務 <							

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002751、002796

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
	経費節減(計画値) (百万円)	中期目標期間の最終年度において、一般管理費は 56 百万円、業務経費は 256 百万円		(一般管理費) 64 (△3%) (業務経費) 267 (△1%)	(一般管理費) 62 (△6%) (業務経費) 264 (△2%)	(一般管理費) 60 (△9%) (業務経費) 261 (△3%)	(一般管理費) 58 (△12%) (業務経費) 259 (△4%)	(一般管理費) 56 (△15%) (業務経費) 256 (△5%)	
	経費節減(実績値) (百万円)	年度計画値の 100%	(一般管理費) 66 (業務経費) 270	(一般管理費) 64 (業務経費) 266	(一般管理費) (業務経費)	(一般管理費) (業務経費)	(一般管理費) (業務経費)	(一般管理費) (業務経費)	
	上記削減率(%)	中期目標期間の最終事業年度において、令和 4 年度（一般管理費 66 百万円、業務経費 270 百万円）と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度削減		(一般管理費) △3.2% (業務経費) △1.2%	(一般管理費) % (業務経費) %	(一般管理費) % (業務経費) %	(一般管理費) % (業務経費) %	(一般管理費) % (業務経費) %	
	達成度	—		(一般管理費) 100.0% (業務経費) 100.4%	(一般管理費) % (業務経費) %	(一般管理費) % (業務経費) %	(一般管理費) % (業務経費) %	(一般管理費) % (業務経費) %	

（注）削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、新型コロナウイルス対応支援資金等関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																				
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																											
					業務実績		自己評価																													
	第 4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	＜主な定量的指標＞ ① 中期目標期間の最終事業年度において、令和 4 年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度の額を節減する。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ① 運営費交付金を充当して行う業務（一般勘定・共済勘定・保険勘定）に係る一般管理費及び業務経費については、中期目標期間の最終事業年度において、基準額（令和 4 年度決算額）に対して、一般管理費は△15%程度、業務経費は△5%程度の額を削減できるよう、財務諸表に関する公告の官報掲載業務等の見直しを行うなど、不断に経費削減の取組を行い、業務の質の確保に留意しつつ効率的な執行に努めたことにより、一般管理費、業務経費ともに令和 5 年度計画値を下回った。 ＜一般管理費＞ <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">基準額 (注)</th><th colspan="2">令和 5 年度</th></tr><tr><th>目標額 (対基準額)</th><th>3 月末</th></tr><tr><td>金 額</td><td>66</td><td>64 (△2)</td><td>64</td></tr><tr><td>節減率</td><td>－</td><td>△3%</td><td>△3.2%</td></tr></table> ＜業務経費＞ <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">基準額 (注)</th><th colspan="2">令和 5 年度</th></tr><tr><th>目標額 (対基準額)</th><th>3 月末</th></tr><tr><td>金 額</td><td>270</td><td>267 (△3)</td><td>266</td></tr><tr><td>節減率</td><td>－</td><td>△1%</td><td>△1.2%</td></tr></table> (注) 基準額は令和 4 年度決算額である。	区 分	基準額 (注)	令和 5 年度		目標額 (対基準額)	3 月末	金 額	66	64 (△2)	64	節減率	－	△3%	△3.2%	区 分	基準額 (注)	令和 5 年度		目標額 (対基準額)	3 月末	金 額	270	267 (△3)	266	節減率	－	△1%	△1.2%	＜評定と根拠＞ 評定：B ○ 令和 5 年度においては、不断に経費削減の取組を行った結果、一般管理費、業務経費ともに令和 5 年度計画値を下回り、目標を達成した。 ○ 情報システムの適切な整備及び管理を行うために、PMO の役割を担う情報システム委員会を定期的に開催し、重点整備システムの整備状況等について協議・報告を行うとともに、予算・調達部門と連携のうえ令和 6 年度に向けた情報システム整備計画を策定し、同委員会において承認された。 ○ 情報化推進計画に基づき、次のとおりシステムの改善を実施し、機構の各事業・業務の効率的かつ安定的な実施を支援した。 a 福祉医療貸付事業に係る貸付総合電算システムについて、令和 5 年度貸付条件改正に伴う改修に加え、債権管理業務に係る事務の効率化等に対応するための機能改善 b 事業報告書等電子報告システムについて、届出様式の見直しに伴う改修に加え、経営分析データと外部のオープンデータ等を活用した分析機能を追加	評定	
								区 分	基準額 (注)	令和 5 年度																										
目標額 (対基準額)	3 月末																																			
金 額	66	64 (△2)	64																																	
節減率	－	△3%	△3.2%																																	
区 分	基準額 (注)	令和 5 年度																																		
		目標額 (対基準額)	3 月末																																	
金 額	270	267 (△3)	266																																	
節減率	－	△1%	△1.2%																																	
＜評定に至った理由＞																																				
	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO の	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO の	＜評価の視点＞ ○ PMO 支援の下、PJMO は情報システムの適切な整備及び管理を行っているか。	【情報システムの適切な整備及び管理】#62 ○ 情報システムの適切な整備及び管理を行うために、PMO の役割を担う情報システム委員会を定期的に開催し、重点整備システムの整備状況等について協議・報告を行うとともに、令和 6 年度に向けた情報システム整備計画を策定した。																															

	PMO の支援の下、PJMO は情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 また、各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めること。	支援の下、PJMO は情報システムの適切な整備及び管理を行う。 また、各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施する。	支援の下、PJMO は情報システムの適切な整備及び管理を行う。 また、業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、第 5 期中期目標期間における情報化推進計画に基づき、システム等の改善を図る。	○ 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施しているか。	【情報化推進計画に基づくシステム導入・改善】 #63 ○ 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、当該計画に基づき、次のとおりシステムの改善を実施した。 a 福祉医療貸付事業に係る貸付総合電算システムについて、令和 5 年度貸付条件改正に伴う改修に加え、債権管理業務に係る事務の効率化等に対応するための機能改善 b 事業報告書等電子報告システムについて、電子報告機能における届出様式の見直しに伴う改修に加え、経営分析機能において外部のオープンデータ等の取込を可能にし、データ項目を追加することでより詳細な分析が行えるよう機能追加 c 自己査定支援システムについて、イエローリスク算定方法の変更等に伴う改修 d 福祉医療貸付事業における業務の効率化を図るため、貸付業務で作成した文書や貸付総合電算システム等の各システムで保有している顧客情報を一元的に管理する期中管理システムの開発 e 貸付総合電算システムについては、クラウド基盤へ移行するためのマイグレーションを令和 4 年度より継続して実施 f 退職手当共済業務処理システムについて、行政手続きのオンライン化や運営経費の削減、業務効率化を図るためのシステム開発に着手 g 機構内ファイルサーバや会計システムについては、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）に準拠したクラウド基盤への移行を実施 【情報管理担当部署の専門性向上】 #64 ○ 情報管理担当部署の専門性の向上を図るため、CIO 補佐官による ICT 人材育成のための研修を実施した。（7 名） また、教育・訓練プログラムに基づき、情報システムや情報セキュリティ及び情報セキュリティインシデントに関する知識習得に係る外部研修を受講した。（延べ 36 名）	c 自己査定支援システムについて、イエローリスク算定方法の変更等に伴う改修 d 福祉医療貸付事業における業務の効率化を図るため、貸付業務で作成した文書や貸付総合電算システム等の各システムで保有している顧客情報を一元的に管理する期中管理システムの開発 e 貸付総合電算システムについては、クラウド基盤へ移行するためのマイグレーションを計画に従って着実に進め、適切に管理 f 退職手当共済業務処理システムについて、行政手続きのオンライン化や運営経費の削減、業務効率化を図るため、システム開発に着手し、計画どおり設計工程を完了 g 機構内ファイルサーバ等については、機器の更新のタイミングに合わせて ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）に準拠したクラウド基盤の移行に着手し、適切な進捗管理のもと、計画どおり切り替えを実施 ○ 情報管理担当部署において、CIO 補佐官による ICT 人材育成のための研修を受講（7 名）し、担当職員の専門性の向上を図った。 加えて、教育・訓練プログ	
	（2）情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。	（2）情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。	（2）情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を活用するなど情報管理担当	○ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するために、情報管理担当部署の専門性の向上を図っているか。			

						</	

						</	

					機構ホームページにおいて公表している「一者応札・一者応募に係る改善方策について」に基づき、公告期間の確保や不当な資格要件を設定しない等によって、競争への参加者が複数となるよう改善に取り組んだほか、以下の項目についても併せて取り組んだ。 ・ より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう令和 5 年度の調達予定情報を令和 5 年 4 月に機構ホームページで公表し、随時更新を行った。前回一者応札となった案件（12 件）については、機構ホームページでの調達予定情報の公表に合わせて、入札への参加が期待される事業者に対する個別案内を行った。 ・ より多くの事業者が入札に参加することを促すため、入札公告情報を提供するメールマガジンを登録者あてに発行した。 ・ 令和 5 年度に一者応札となった案件（26 件）について、入札への参加を辞退した事業者に対するアンケート調査を実施するとともに、アンケート結果については、事業者が参加しやすい調達スケジュールの設定や仕様の見直し等に係る留意事項として、機構内の関連部署へ周知した。 ・ 前回一者応札・応募であった案件について、複数応札者が見込めるよう、アンケート結果等に基づき改善方策を検討し、調達内容に反映させているかを確認するためのチェックリストを活用した調達前自己チェックプロセスにより、取組の更なる徹底を図った。 ・ 希望者には入札説明書の電子メールによる配付を実施して、事業者の利便性向上を図った。 c 総合評価落札方式の効果的な活用 技術的要素の評価を行うことが重要であった「退職手当共済業務処理システム等のホスティングと運用保守業務」等の調達（21 件）を総合評価落札方式により調達し、実施について関連部署と 7 回の勉強会を行った。 d 障害者優先調達推進法への取組等 「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等からの調達を 2,012 千円行い、前年度の実績額（2,587 千円）を下回ったものの、調達件数については 17 件と前年度の実績（14 件）を上回った。 ○ 調達等合理化計画に基づき、以下の項目についてガバナンスの徹底を図った。 a 随意契約に関する内部統制 新たに締結することとなった競争性のない随意契約「医療法人経営情報データベースシステム設計・開発業務」他 5 件については、調達等合理化推進委員会に諮り、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前点検を受けた。 b 不祥事の発生の未然防止・再発防止の取組 適正な調達事務に資するため、入札談合等関与行為防止法に関する研修を受講する等、人材の育成に努め、不祥事発生の未然防止に取り組んだ。なお、令和 5 年度において、不祥事の発生はなかった。 ○ 「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日厚生労働省発総 0406 第 5 号）を踏まえ、全ての調達は原則として一般競争入札によることとし、調達等合理化推進委員会においては、一般競争入札（最低価格落札方式）2 件、一般競争入札（総合評価落	
--	--	--	--	--	---	--

	(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）（注）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、令和4年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。 （注）貸付金に係る振込・口座	(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）（注）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、令和4年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。 （注）貸付金に係る振込・口座振替手数	(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）（注）については、中期計画の達成に向け、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、経費の節減に取り組む。 （注）貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経	札方式）9件、競争性のない随意契約6件に係る以下の事項の審議を徹底した。 a 一般競争入札による場合は、調達等合理化推進委員会で仕様書等を審査し、特定のものに有利とならないよう徹底するとともに、総合評価落札方式についてはその理由を審査した。 b 競争性のない随意契約による場合は、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性を確認した。 ○ 外部有識者による契約監視委員会において、「令和5年度調達等合理化計画（案）」（令和4年度調達等合理化計画に係る自己評価の報告を含む）の事前点検を行うとともに、令和4年度に契約を締結した新たな競争性のない随意契約1件、2か年度連続の一次応札・応募案件5件について事後点検を行った。 【一般管理費等の節減】#68 ○ 上記①のとおり。		
--	---	---	--	--	--	--

	振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、新型コロナウイルス対応支援資金等関連経費、公租公課	材料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、新型コロナウイルス対応支援資金等関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。	費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、新型コロナウイルス対応支援資金等関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。				
--	---	---	---	--	--	--	--

	並びに特 殊 要 因 経 費 を 除く。						
	役 職 員 の 給与水準につ いては、政府 の方針を踏ま え 検 証 を 行 い、その検証 結 果 や 取 組 状況について 公 表 す る こ と。	役職員の給 与水準につい ては、政府の 方針を踏まえ 検証を行い、 その検証結果 や取組状況に ついて公表す る。	役職員の給 与水準につい ては、政府の 方針を踏まえ 検証を行い、 その検証結果 や取組状況に ついて公表す る。	○ 役職員の給与水 準については、政府 の方針を踏まえ検 証を行い、その検 証結果や取組状況 について公表して いるか。	【給与水準の検証及び取組状況の公表】 #69 ○ 政府の方針を踏まえて検証を行い、その検証結果や取組状況について機構ホームペー ジに公表した。		

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002751、002796

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報

3 不要資産の国庫納付	に行うこと。	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 72,500 百万円 2 想定される理由 (1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2)一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3)年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定において、貸付原資の返済等に充当するため。 (4)共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 72,500 百万円 2 想定される理由 (1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2)一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3)年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定において、貸付原資の返済等に充当するため。 (4)共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。	○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。	ムページに説明動画掲載1回、オンラインによる集合 IR2 回（計 49 件）、個別 IR は、オンライン又は電話会議 25 回及び訪問 23 回） これらの対応等により、新たな投資表明先を 29 件獲得し、令和 3 年度のソーシャルボンドの発行開始からの累計は 96 件となった。 <table><tr><td>区 分</td><td>金額</td><td>年限</td><td>発 行 日</td></tr><tr><td>福祉医療貸付事業（一般勘定）</td><td>100 億円</td><td>10 年</td><td>令和 5 年 6 月 20 日</td></tr><tr><td>福祉医療貸付事業（一般勘定）</td><td>100 億円</td><td>10 年</td><td>令和 5 年 12 月 20 日</td></tr><tr><td>合 計</td><td>200 億円</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> ○ 民間金融機関からの短期借入金を活用することにより、効率的な資金繰りを実施し、債務残高の縮減を図った。 (令和 5 年度短期借入金：合計 10 回、延べ 303.3 億円) 【保有資産の見直し】 #72 ○ 不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成 29 年度決算検査報告における機構への意見表示「独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について」を踏まえ、厚生労働省と協議を行った結果、	区 分	金額	年限	発 行 日	福祉医療貸付事業（一般勘定）	100 億円	10 年	令和 5 年 6 月 20 日	福祉医療貸付事業（一般勘定）	100 億円	10 年	令和 5 年 12 月 20 日	合 計	200 億円	－	－		
	区 分	金額	年限	発 行 日																			
福祉医療貸付事業（一般勘定）	100 億円	10 年	令和 5 年 6 月 20 日																				
福祉医療貸付事業（一般勘定）	100 億円	10 年	令和 5 年 12 月 20 日																				
合 計	200 億円	－	－																				

【保有資産の見直し】#72

○ 不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成29年度決算検査報告における機構への意見表示「独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について」を踏まえ、厚生労働省と協議を行った結果、

	将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。	合には、当該財産の処分に関する計画 年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。	合には、当該財産の処分に関する計画 なし		令和 6 年 1 月に 5.1 億円の不要財産（現預金）を国庫納付した。 また、令和 4 年度決算における保険勘定の業務経理の積立金について、厚生労働省と協議を行った結果、令和 6 年 3 月に 0.3 億円の不要財産（現預金）を国庫納付した。		
		第 6 第 5 の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第 6 第 5 の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし				
		第 7 剰余金の使途 ・ 全勘定に共通する事項 業務改善に係る支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源	第 7 剰余金の使途 ・ 全勘定に共通する事項 業務改善に係る支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源				

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

目的積立金等の状況については、次表のとおりである。

(単位：百万円、%)

	令和5年度（初年度）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	2,666				
目的積立金	0				
積立金	0				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0				
運営費交付金債務	1,732				
当期の運営費交付金交付額（a）	4,895				
うち年度末残高（b）	1,732				
当期運営費交付金残存率（b÷a）	35.4				

(注) 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID：002751、002796

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

	また、様々な環境変化に迅速的確に対応するため、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。	また、様々な環境変化に迅速的確に対応するため、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。	○ 様々な環境変化に迅速的確に対応するため、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化しているか。	【経営企画会議・役員連絡会の運営】#74 ○ 役員会を原則として月 1 回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定した。 ○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を定期的で開催し、理事長から令和 5 年度における運営の柱として、「アフターコロナ対応」、「政策効果の極大化」、「DX の推進」が示され、業務運営の方向性を明確化するとともに、全役員による「令和 5 年度重点目標」の指示、「令和 4 年度業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行った。 また、協議内容等については、迅速かつ的確に浸透させるため、イントラネット等を通じて全職員に対して発信した。 ○ 役員連絡会を定期的に開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。 ○ 機構が発足してから 20 年が経過したこと等を機に、「経営理念」と「行動指針」を従来の趣旨を承継しつつ時代の変化に沿った内容に見直しを行い、令和 6 年度から適用することとした。 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、当該対応のために設置していた危機管理対策本部会議において機構業務の実施方針の見直し等を行い、令和 5 年 5 月 8 日付で危機管理対策本部を解散した。 【業務間の連携強化及び業務改善活動の活性化】#75 ○ 福祉医療貸付事業・年金担保等債権管理回収業務・承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る業務改善・代理貸付事務手続きに関する全国銀行協会との意見交換を行った。 ○ 心身障害者扶養保険事業と退職手当共済事業が連携し、障害関連事業（施設）を運営する新規退職手当共済契約者に対して、心身障害者扶養保険事業に係るリーフレットを配布し制度周知を行った。 ○ 退職手当共済事業と経営サポートセンターが連携し、社会福祉法人経営セミナーにおいてブースを出展し、退職共済制度を幅広く周知した。	的に分かりやすい情報発信に努めた。(1,825 件) ○ 定期的にガバナンス委員会を開催し、リスク管理に関する事項等について報告・審議するとともに、機構内のイントラネット等を通じて役職員で認識を共有した。 また、全役職員向けにコンプライアンス研修を実施し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。 ○ 内部統制の更なる充実を図るため、ガバナンス委員会において、リスク管理に係る各種モニタリング結果等を報告するとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」を踏まえた総括点検を実施した。 ○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象及び前年度以前に検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行うとともに、令和 5 年度内部監査結果を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、令和 6 年度内部監査計画を策定した。 ○ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定に伴い、情報セキュリティポリシー等関係規程の改正を行うとともに、改正の要点について、役職員への周知を行い、情報セキュリティ対策
	(2)多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かした業務間の連携、職員の業務改革等に向けた取組を奨励することにより、業務の効率的な運営を図る。	(2)多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かした業務間の連携、職員の業務改革等に向けた取組を奨励することにより、業務の効率的な運営を図る。	○ 業務間の連携や業務改革等に向けた取組により、どのような業務運営の効率化が図られているか。		

	さらに、機構事業への理解・支持促進に資する効果的な情報発信及び広報活動を行う。	さらに、機構事業への理解・支持促進に資する効果的な情報発信及び広報活動を行う。	○ 機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行っているか。	【効果的な情報発信及び広報活動】#76 ○ 機構事業に関するプレスリリースを実施し、機構業務への理解及び社会的な信頼性の向上を図った。(実績:60回) ○ 動画配信や、オンライン会議等多様な手段を用いて、相談や各種会議、研修・セミナー等を実施し、積極的に情報伝達を行った。また、SNSを利用して、月刊誌「WAM」やWAM NET コンテンツ等のPR動画を配信するとともに、WAM NET コンテンツの便利な使い方等について、画像や動画を用いて視覚的に分かりやすく紹介するなど、効果的に情報を発信した。 ○ 機構ホームページについて、スマートフォンでの閲覧に支障がないよう改修を行うとともに、アクセシビリティの向上を図った。	に関する理解と意識の向上を図った。 ○ サイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力を強化するため、情報セキュリティインシデント対処に係る厚生労働省との連携訓練を実施するとともに、NISC が主催する勉強会や情報セキュリティに関するCSIRT 研修等を受講し、その内容を反映した標的型攻撃メール対処訓練及び情報セキュリティ研修を役職員に対して実施した。 ○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、標的型攻撃メール対処訓練や情報セキュリティ研修等の情報セキュリティ対策を講じ、その結果等を情報システム委員会で検証することで、PDCA サイクルによる強化・改善を図った。 技術的対策としては、高度なセキュリティ対策が可能なシンクライアント端末での Web 会議実施可能な環境を構築した。 また、委託業者及びデータセンターと連携した災害時対応訓練を実施し、外部委託先を含めた情報セキュリティ対策の高度化を図った。	
2 内部統制の充実 (1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知)を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。 また、内部統制の仕組みの点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう必	2 内部統制の充実 (1)内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知)を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。 また、モニタリングによる内部統制の仕組みの点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組	2 内部統制の充実 (1)内部統制の更なる充実を図るため、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。 また、ガバナンス委員会や監査によるモニタリングを通じて内部統制の仕組みの点検・検証を行	○ 内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有しているか。 ○ モニタリングによる内部統制の仕組みの点検・検証を行い、その結果を踏まえ必要に応じて見直しを行っているか。	【役職員の認識の共有】#77 ○ ガバナンス委員会を原則四半期毎に開催し、リスク管理に関する事項等について報告・審議するとともに、機構内のイントラネットへの資料掲載や会議議事録等を活用した職員への指示の伝達を通じて、役職員で認識を共有した。 また、四半期毎の開催に加え、事務リスク及び顧客サポート等の対応実施状況については資料配布による月次報告を行うことにより、適時適切なモニタリング体制を維持した。 さらに、全役職員向けにコンプライアンス研修を実施し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。	○ 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、機構ホームページに公表するとともに、イントラネットに掲載している出産・育児及び介護に関する支援制度について改めて周知するなど、職員が利用しやすい環境づくりをより一層	
			【内部統制の更なる充実】#78	○ ガバナンス委員会において、リスク管理に係る各種モニタリング結果等を報告し、その結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知)を踏まえた総括点検を実施した。		

	要に応じて見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。	みが有効に機能するよう必要に応じて見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図る。	い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう必要に応じて見直しを行う。		○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象及び前年度以前に検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行い、マニュアル等の見直しが行われていることを確認した。 また、令和 5 年度内部監査結果に基づき、今後取り組むべき課題等を取りまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行うとともに、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、令和 6 年度内部監査計画を策定した。	促進した。 ○ 女性活躍に関する情報公表項目が追加されたことに伴い、機構における女性活躍に関する状況の把握・分析等を行った上で、男女の賃金の差異等を算出し新たに公表した。 ○ 育児・介護等との両立支援を推進するため、産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制について運用した。 ○ ワーク・ライフ・バランスの推進については、法令で年 5 日間の取得が義務付けられている年次有給休暇の取得を促進するため、その取得状況及び時間外勤務実績等について、定期的に経営企画会議等で報告した。 ○ 「独立行政法人福祉医療機構人材確保・育成方針」に基づき、業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー、通信教育及び部署毎における固有の能力を習得するための専門研修を実施した。 また、専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等との人事交流を実施した。	
	(2)「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和 3 年 7 月 7 日サイバーセキュリティ戦略本部)を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講ずることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。 また、上記の対策の実施状況を毎年 度 把 握 し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を	(2)「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和 3 年 7 月 7 日サイバーセキュリティ戦略本部)を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講ずることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。 また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の	(2)「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を必要に応じて見直すとともに、厚生労働省と連携した CSIRT 訓練を実施するなど、サイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。 また、上記の対策の実施状況を把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	○ 情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講ずることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。 ○ 情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図っているか。	【サイバー攻撃への防御力及び対応能力の強化】#79 ○ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が令和 5 年 7 月に改定されたことに伴い、外部委託先に求めるセキュリティ対策に係る記載の追加や情報システムの重要度に応じた対策手順を新たに制定するなど情報セキュリティポリシー等関係規程の改正を行うとともに、改正の要点をまとめた資料を作成し、役職員への周知を図った。 ○ 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が主催する政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群の改定に係る勉強会や、情報セキュリティに関する実践的な知識の習得を目的とした CSIRT 研修を受講した。(実績：オンライン 5 回) ○ 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が主催する実践的サイバー防衛演習を受講した。 ○ 令和 5 年度情報セキュリティ計画を策定し、次のとおり情報セキュリティ対策の強化を行った。 a 標的型攻撃メール対処訓練(実績：3 回) b 情報セキュリティ研修(実績：8 回) ○ 情報セキュリティインシデント対処に係る厚生労働省との連携訓練を実施し、連絡体制の確認及び連携強化を図った。 【情報セキュリティ対策の改善】#80 ○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、情報システム委員会における審議・承認を経て、令和 5 年度情報セキュリティ計画を策定のうえ、次のとおり情報セキュリティ対策を実施した。 また、その内容については情報システム委員会において検証を実施することで、PDCA サイクルによる情報セ	＜課題と対応＞ 特になし。	

	図ること。	改善を図る。			セキュリティ対策の強化・改善を図った。 a 人的対策 ・標的型攻撃メール対処訓練（実績：3回） ・機構内 LAN（オープン環境）における情報セキュリティ関連情報の周知 ・話題となったインシデント事例やその対策事項等を情報セキュリティ研修にて周知 ・情報セキュリティ研修（実績：8回） b 技術的対策 ・アクセスログ確認（通信ログの定期的な確認による不審な通信の発見） ・テレワーク時のセキュリティリスクの検知のためのシステムログのモニタリング ・シンククライアント端末での Web 会議実施可能な環境の構築 c 災害時対応訓練（委託業者及びデータセンターと連携） 【各種人事施策の実施】 #81 ○ 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、機構ホームページに公表するとともに、イントラネットに掲載している出産・育児及び介護に関する支援制度について改めて周知するなど、職員が利用しやすい環境づくりをより一層促進した。 ○ 女性活躍に関する情報公表項目が追加されたことに伴い、機構における女性活躍に関する状況の把握・分析等を行った上で、男女の賃金の差異等を算出し新たに公表した。 ○ 育児・介護等との両立支援を推進するため、産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制について運用した。 ○ ワーク・ライフ・バランスの推進については、法令で年 5 日間の取得が義務付けられている年次有給休暇の取得を促進するため、その取得状況及び時間外勤務実績等について、定期的に経営企画会議等で報告した。		
	3 人事に関する事項 （1）男女共同参画や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講ずること。	第 9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成 15 年厚生労働省令第 148 号）第 4 条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。 1 職員の人事に関する計画 （1）男女共同参画や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講ずる。	第 9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 職員の人事に関する計画 （1）男女共同参画や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講ずる。	○ 育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じているか。			

	(2) 福祉・医療基盤の安定に向けた支援の充実を図る観点から、人材確保・育成方針に基づき、職員の資質向上を図るとともに、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。	(2) 福祉・医療基盤の安定に向けた支援の充実を図る観点から、人材確保・育成方針に基づき、職員の資質向上を図るとともに、士気及び専門性の高い組織の運営に努める。	(2) 福祉・医療基盤の安定に向けた支援の充実を図る観点から、人材確保・育成方針に基づき、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施するとともに、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修、金融業務機能の強化のための研修や民間金融機関等との人事交流を引き続き行う。	○ 人材確保・育成方針に基づき、職員の資質向上を図るとともに、士気及び専門性の高い組織の運営に努めているか。	【職員の資質向上及び士気、専門性の高い組織運営への取組】 #82 ○ 「独立行政法人福祉医療機構人材確保・育成方針」に基づき、業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー、通信教育及び部署毎における固有の能力を習得するための専門研修を実施した。 ○ 専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等との人事交流を実施した。		
		2 施設及び設備に関する計画 なし	2 施設及び設備に関する計画 なし				
		3 積立金の処分に 関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する	3 積立金の処分に 関する事項 前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項及び同法附則第 5 条の 2 第 2 項に定め				

		金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。	る業務の財源に充てることとする。				
--	--	--	------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)